

第 2 編 災害予防計画

第1章 災害に強いまちづくりの推進

第1節 都市の防災基盤の強化

《基本方針》

災害時の安全性を確保するため、市街地の面的整備や防災空間の確保、都市基盤施設の防災機能の強化、土木構造物の耐震対策の実施、ライフライン施設の災害対応力の強化、公共交通機関施設の災害対応力の強化などによって都市防災機能の強化を図り、災害に強いまちづくりを推進する。

1 市街地の整備

市は、第5次亀岡市総合計画に基づいて市街地の不燃化や避難地・避難路となる公園・道路等の都市基盤施設の効果的整備による防災空間の確保など都市防災機能の強化を図り、災害に強いまちづくりを推進する。

(1) 市街地の面的整備

市は、災害に強いまちづくりを促進するため、市域に散在する、道路・公園等の防災関連施設が整わないまま市街化された地域などについては、市民の理解と協力を得ながら、面的整備事業を推進し、環境整備・改善や防災性の向上を図る。特に、亀岡駅周辺地区については、都市基盤施設の整備、商業・サービス等の都市機能の集積による都心地区の形成を目指した市街地整備事業を推進する。

また、幹線道路沿道や既成市街地及びその周辺の地域において、無秩序な市街化や土地利用混在の防止、良好な住宅用地の供給、都市基盤施設の整備、生活環境の整備改善とあわせて、都市災害の防止を図る。

(2) 市街地の不燃化の促進

① 防火地域等の指定

地震時の火災、大規模市街地火災等を防止するため、商業系地域、幹線道路沿道で土地の高度利用を図るべき地域及び防災上不燃化を推進する必要がある地域、密集市街地については、都市計画の見直し時期に、可能な限り防火地域、準防火地域の指定を拡大し、都市の耐火・不燃化の促進を図る。

② 既存市街地の整備

道路・公園等の防災関連施設が整わないまま市街化された地域については、地区整備の方針の策定に努めるとともに、方針に沿って民間の建築活動を適切に誘導し、建物の防火・不燃化、老朽住宅の建て替えの促進、生活道路の拡幅整備、公共空地の確保等の施策推進に努める。

2 防災空間の確保

公園・緑地、道路、河川等の都市基盤施設は、災害時における避難地、避難路及び火災の延焼防止のためのオープンスペースとして機能するとともに、応急救助活動、応急物資集積の基地

して、また、ヘリポートとしても活用できる重要な施設である。

このため、これらの都市基盤施設の効果的整備に努め、防災空間の確保を図る。

(1) 公園・緑地、広場等の整備

① 都市公園等の整備

災害時における避難場所の確保、火災の延焼防止、各種災害応急活動の円滑な実施を図るため、避難場所となる都市公園や緊急避難の場所となる身近な街区公園等がもつ機能及び施設の拡充に努める。

② 緑地・広場等の整備・保全

火災による延焼防止を図るため、道路、公園・緑地、広場等のオープンスペースの整備を推進するとともに、並木、工場等の大規模施設の周辺緑地、生産緑地、農地、林地の保全に努め、延焼遮断効果の向上を図る。

(2) 道路・緑道の整備

道路・緑道は、災害時における避難路として、また、消防、救助、救護活動のための緊急道路、災害応急活動のための物資の緊急輸送路、大規模火災時の延焼遮断帯として重要な機能を有しているため、その機能充実及び整備に努める。

① 避難路、緊急道路、緊急輸送路のネットワーク化を図るため、京都縦貫自動車道、市域の骨格幹線道路である国道、主要地方道及び一般府道等の整備を図る。また、都市計画道路、緑道についても整備を推進する。

② 避難路、避難場所、広域避難場所及び主要幹線道路を結ぶ交通路のネットワーク化、街路で囲まれた市街地の防火区画化を図るため、都市計画道路の整備を推進する。

③ 避難路、延焼遮断空間としての機能を強化するため、既存幹線道路等について歩道の拡幅、耐火性能の高い樹種による緑化や無電柱化、不法占有物件の除去を推進するとともに、沿道建築物の不燃化、工場等の大規模沿道施設の緑化を促進する。

3 防災機能の強化

市及び関係機関は、公園、道路、河川等の都市基盤施設に、災害対策において有効な防災機能の整備を進める。

(1) 鉄道の踏切改良

J R山陰本線の踏切の改良を促進し、地域分断の解消を図る。

(2) 道路の防災機能の強化

避難路、延焼遮断帯としての機能を強化するため、幅員の不十分な既存道路の拡幅、耐火性能の高い樹種による緑化及び無電柱化の検討、不法占有物件の除去に努める。

(3) 公園等の防災機能の強化

避難場所となる都市公園等における災害応急対策に必要となる施設（放送設備、備蓄倉庫、耐震性貯水槽等）の整備を進める。

(4) 河川の防災機能の強化

河川施設の崩壊による洪水、浸水を防止するため、河川・用排水路改修や治水・用水施設の

整備を促進するとともに、大規模地震等の災害時において、緊急用水の供給源として活用できる川づくりを促進する。

4 土木構造物の耐震対策

土木構造物ごとに、被害を最小限に止めるための耐震性の強化及び被害軽減のための諸施策を実施する。

(1) 耐震性の強化

- ① 施設構造物の耐震対策に当たっては、
 - ア 供用期間中に1～2度発生する確率を持つ一般的な地震動
 - イ 発生確率は低いが直下型地震に起因する高レベルの地震動を考慮の対象とする。
- ② 施設構造物は、一般的な地震動に対しては機能に重大な支障が生じず、高レベルの地震動に対しても人命に重大な影響を与えないことを基本的な目標とし、市の地域的特性や地盤特性、施設構造物の重要度に即した耐震対策を実施する。
- ③ 防災性の向上に当たっては、個々の施設構造物の耐震性の強化のほか、代替性や多重性をもたせるなど都市防災システム全体系としての機能確保に努める。
- ④ 旧河川敷等の軟弱地盤に設置された構造物については、液状化対策にも十分配慮する。

(2) 道路施設

道路法面の崩壊、路面の損壊、道路施設の変容や破壊等の被害の危険性を調査し、危険箇所には必要な対策を講じるとともに、道路橋・高架道路等の耐震対策を実施する。特に緊急輸送道路の管理者は、耐震診断に基づいて補強計画を策定し、耐震性の強化を図る。

橋梁、横断歩道橋等については、点検マニュアルに基づき定期的に点検を実施し、危険箇所には必要な対策を講じる。

(3) 鉄軌道施設

駅舎、橋梁、高架部、盛土部、トンネル等の点検を行い、耐震対策を実施する。

(4) 河川・水路

河川・水路による地震水害を防止するため、堤防、護岸等の河川構造物を調査し、危険箇所には必要な対策を講じるとともに、河川構造物の耐震性の向上に努める。

(5) 土砂災害防止施設

急傾斜地崩壊防止施設等については、必要に応じて耐震対策を実施する。

5 農業集落・農業用施設等の防災対策

(1) 農地・農業用施設の災害の防止

農地、農業用施設等における洪水、土砂災害、湛水等の災害を防止するため、農業用ため池、農業用排水施設等の整備を進めるとともに、低・湿地地域の排水対策、降雨等による農地の浸食対策等について、総合的に農地防災事業を推進する。また、緊急時の消防水利や生活用水

を確保するため、水路等を整備し、地域の総合的な防災安全度を高める。

(2) 集落の安全確保

集落の安全確保を図るため、避難路・避難地、延焼遮断帯、防火活動拠点として農道、農業集落道及び農村公園・緑地を活用し、緊急時に消防水利や生活用水施設として活用できる農業用排水施設、災害時の情報伝達を行うために必要な情報基盤施設の整備を進める。

① 避難路、避難地等の確保

ア 避難路整備 ----- 農道・集落道の整備による緊急車両の通行及び避難路の確保

イ 災害拠点整備 ---- 防災ヘリコプター等の場外離着陸場としても利用できる農村公園・緑地の整備

ウ 避難用地整備 ---- 被災時の仮設住宅等の建設にも活用できる用地の整備

② 消防用施設の確保

防火用水が確保されていない地域においては、防火水槽等消防用施設の整備を促進し、農業用排水施設の消防用施設としての活用を図ることとする。

③ 集落の防災施設整備

地すべり工、土留工、雨水排水路等の集落の安全確保のための整備を進めるとともに、土木構造物の耐震性の強化及び被害軽減のための諸施策を実施する。

④ 情報基盤施設整備

住民に対する農業情報の提供とともに、災害時の的確な情報伝達を行うため、防災行政無線等の整備を図る。

(資料編 一般2-1-1-1～3)

6 ライフライン災害予防対策

水道・下水道、電力、ごみ・し尿処理、電気通信、ガスなどのライフライン等に関わる事業者は、地震、風水害をはじめとする各種災害による被害を防止するため、平常時から施設・設備の強化と保全に努めるとともに、迅速かつ的確な応急復旧を行うための防災体制を整備する。

(1) 水道

市は、災害による断水、減水を防止するため、水道施設の強化と保全に努める。

① 水道施設設備の強化

ア 水道施設については、「水道施設設計指針」「水道施設耐震工法指針」（日本水道協会）等に基づき、各種災害に耐える十分な強度の確保に努める。

イ 浄水施設等の拠点施設については、構造物、機械設備及び場内管路の耐震化を図るとともに、管路には市域の地質調査を参考に、耐震性の高い管材料や伸縮可とう性継手等を導入し、耐震管路網の整備に努める。

ウ 管路の多重化・ループ化及び水源の複数化等による補完機能の強化を進める。

エ 常時監視並びに巡回点検を実施し、各施設の維持保全に努める。

オ 施設（管路）の老朽度に応じ、更新、予備施設の整備等を計画的に進める。

② 水道の安定供給

ア 自己水源の確保・増強を図り、安定給水の確保に努める。

イ 配水池の施設更新に当たっては、貯水能力の増強を図る。

(2) 下水道

市は、災害による下水道施設の機能の低下、停止を防止するため、下水道施設・設備の強化と保全に努める。

① 下水道・生活排水処理施設の耐震化

管渠については、変位を吸収する措置等による耐震性の向上、ポンプ場・処理場の耐震化を図るとともに、施設の流入・流出管の接合部の不等沈下、損傷を防止するため、当該部の耐震化に努める。

② 機能の確保

管渠、ポンプ場、処理場のネットワーク化、重要施設の複数系列化、施設の弾力的運用による処理機能の確保を図るとともに、下水道・生活排水処理施設への流入・流出量、水質や水防情報を常に把握できるよう、集中監視システムの導入を図る。

③ 処理水の有効利用

災害時において処理水や貯留雨水などを防火用水、雑用水として利用できるよう検討し、下水道資源の多目的有効利用を推進する。

(3) ごみ・し尿処理施設

災害によるごみ・し尿処理施設の機能の低下、停止を防止するため、ごみ・し尿処理施設・設備の強化と保全に努める。

① ごみ・し尿処理施設の耐震化

浄化槽・ポンプ場・処理場の耐震化を図るとともに、施設の流入・流出管、排気管等の接合部の不等沈下、損傷を防止するため、当該部の耐震化に努める。

② 機能の確保

重要施設の複数系列化、施設の弾力的運用による処理機能の確保を図るとともに、隣接市町村等との相互応援措置等による代替処理方策の検討を図る。

(4) 電力供給施設（関西電力送配電株式会社 京都本部）

災害による電気の供給停止を防止するため、電力供給施設の強化と保全に努める。

① 電力供給施設の耐震性等の確保

変電施設、送・配電施設、通信設備について、各種災害に耐える十分な強度の確保を図る。

② 都市基盤施設整備との協調

電線地中化に関して、総合的な都市整備と協調した計画的な整備を図る。

③ 電力の安定供給

電気事業法、保安関係諸規定等に基づく電気設備の維持保全並びに予防点検、常時監視を行うとともに、電力供給系統の多重化を図る。

(5) ガス供給施設

災害によるガスの漏洩を防止するため、ガス供給施設の強化と保全に努める。

① ガス供給施設の耐震性確保

新設設備はガス工作物の技術上の基準、ガス導管耐震設計指針等に基づき耐震性を考慮した設計とし、既設設備はその重要度を考慮して、計画的に入替え・補強等の必要に応じた対策を講じる。

② ガスの安定供給

ア 二次被害の発生を防止するため、緊急遮断装置の設置による導管網のブロック化を進める。

イ 地震発生時の二次被害防止のために、感震遮断機能を有するマイコンメーター、遠隔ガス遮断装置及び地区ガバナー感震自動ガス遮断装置の設置を進める。

(6) 電気通信施設（西日本電信電話株式会社京都支店）

災害による通信の途絶を防止するため、電気通信設備及びその付帯設備（建物を含む。以下「通信設備等」という。）の強化と保全に努める。

① 電気通信施設の信頼性向上（防災設計）

電気通信施設の立地に応じた耐水構造化、耐風構造化、地震又は火災に備えた主要通信設備等の耐震・耐火構造化など防災性の強化を推進する。

また、主要な伝送路の多ルート構成・ループ構造化や中継交換機の分散設置、予備電源の設置などシステムの高信頼化を推進する。

② 都市基盤施設整備との協調

通信回線の地中化に関して、総合的な都市整備と協調した計画的な整備を図る。

(7) 共同溝・電線共同溝の整備

二次災害の防止、ライフラインの安全性及び信頼性の確保、都市防災及び災害に強いまちづくりという観点から、将来的に他の道路管理者及びライフライン事業者と協力して共同溝・電線共同溝の整備を計画的に推進する。

(8) 放送施設

災害時の放送が確保されるよう、放送施設・設備の防災性の強化と保全に努める。

第2節 建築物等の安全確保計画

《基本方針》

所管施設の安全確保については、地震及び大火災による建築物被害の防止並びに軽減を図るため、建物の点検整備を強化し、耐震・耐火性を保つよう対応する。とくに、国公立教育施設、庁舎、会館等の公共建築物について耐震化・不燃化を推進する。

また民間の建築物についても、耐震化・不燃化の促進を図るとともに、その重要度に応じて防災対策の周知徹底を図り、安全性の指導に努める。

1 建築物等の耐震対策

地震による建築物の被害を最小限に留めるため、「京都府建築物耐震改修促進計画」及び「亀岡市建築物耐震改修促進計画」に基づき、昭和56年（1981年）以前に建設された建築物で、地震に対する安全性に係る建築基準法の規定に適合しない建築物、いわゆる新耐震基準施行以前の建築物の耐震診断及び耐震改修を促進するとともに、それ以後に建設された建築物においても防災上の重要度に応じて耐震性の向上を図る。

(1) 公共建築物の耐震化

- ① 公共建築物は、災害時の防災拠点や応急対策活動拠点として重要な役割を担うことから、防災上の重要度に応じた分類を行い、新耐震基準施行以前に建設された建築物の耐震診断を順次行うとともに、その結果に基づき、重要性や緊急性を考慮して計画的な耐震改修等の実施に努める。
- ② 今後計画する建築物については、その建物がもつ防災上の役割を勘案し、一般の建築物より大きな地震力にも耐えられるよう設計を行う。

(2) 民間建築物等の耐震化

- ① 新耐震基準施行以前に建設された民間の特定既存耐震不適格建築物（一定規模以上の商業施設等の不特定多数の人々が利用する建築物）については、所有者に耐震改修の働きかけを行い、「建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号）」に基づき、府と連携して耐震改修の促進を図る。
- ② ブロック塀や石垣等の倒壊は、生命、身体に対する被害を発生させるだけでなく災害時の避難活動や応急対策活動の妨げとなることから、所有者に対して安全点検と倒壊防止策の指導に努めるとともに、生け垣又はフェンスへの転換や改善の推進に努める。

(3) 老朽建築物等に対する調査指導

老朽建築物の倒壊、中高層ビルの外壁材、外装材、窓ガラス等の落下防止など、市及び府は、警察署の協力を得て、現地調査を行い、著しく保安上危険であると認める場合には、当該建築物の所有者、管理者又は占有者に対して改善、修繕等適切な措置をとるよう指導する。

2 建築物等の防火・安全化対策

建築物の安全性を確保し、市民の生命を保護するため、建築物の敷地、構造及び設備等について、建築基準法等に基づく指導・助言を行うとともに、防災知識の普及や要配慮者対策を実施し、建築物などの安全対策を推進する。

(1) 急傾斜地崩壊危険箇所等の災害発生の危険性が高い箇所などにおける建築の規制・誘導を行うとともに、関係機関と連携のうえ、ポスターや印刷物の配布、広報紙の活用、講習会の開催等によって、市民に対し建築物に関する防火対策、震災対策等の災害予防の知識の普及に努める。

(2) 特定建築物の安全確保

① 防災指導

多数の人々が利用する一定規模以上の特定建築物については、建築基準法に基づく定期報告の時期に防災上必要な事項に関する府の指導に協力する。

② 防火設備の充実

消火設備、避雷設備などの防火設備を設置又は改修するとともに、警備体制の充実を図る。

③ 自主防火管理体制の強化

管理者などに対し、地震対策及び防火管理体制の確立を指導するとともに、防火研修会、講演会等を通じて防火管理が適切に実行されるよう指導を行う。

④ 立入り検査の実施

定期的あるいは随時に立入り検査を実施し、防災に関する指導を行う。

(3) 建築物等の要配慮者対策

福祉都市の理念等に基づき、高齢者やハンディキャップのある人にも利用しやすい建築物等の整備を図る。

(4) 工事現場災害防止対策

落下物に対する防護、土留め工事、建方工事の崩壊防止等、工事現場の危害防止について関係機関の指導により安全確保を図る。

(5) 落下物対策

地震等により落下事故等が生じるおそれがある窓ガラス、外壁材や広告物等については、関係機関との連携のもとに、設置者に対して改善措置を講じるよう指導する。

3 学校等の防災対策

災害による学校その他の教育機関（以下「学校等」という。）の施設・設備等の被害を予防し、人命の安全確保と教育活動遂行上の障害を取り除くための措置を講じる。

(1) 施設の点検及び補修等の実施

電気・ガス・給排水設備等のライフライン及び天井、庇等の二次部材を含め、施設・設備について定期的に安全点検を行い、必要な補強、補修等の予防措置を講じる。

(2) 防災機能の整備

ア 避難設備等の整備

災害時に学校等において、迅速かつ適切な消防、避難及び救助ができるよう、避難器具、誘導灯及び誘導標識等の避難設備をはじめ必要な施設・設備等の整備を促進する。

イ 避難所としての機能整備

地域防災計画に避難所として位置付けられた学校等の施設については、周辺住民を収容することも想定し、教育施設としての機能向上を図りつつ、必要に応じた防災機能の整備・充実を促進する。

(3) 設備・備品の安全対策

震災等の災害において、設備・備品の転倒・破損等による被害を防護するため、視聴覚機器、事務機器、書架等の固定、転倒防止対策や、薬品、実験実習機器等危険物管理の徹底を図る等の適切な予防措置を講じる。

4 文化財の保護対策

貴重な国民的財産である文化財を永く将来に伝えていくためには、不慮の災害を防止することが不可欠である。この防災計画は災害の予防に重点をおくものとし、万一の災害の際には的確な対応ができるよう消防設備の設置等を推進する。

(1) 建造物

国・府・市指定等建造物については、文化庁の「文化財建造物等の地震時における安全性確保に関する指針」（平成8年1月17日策定）に基づいて、所有者等に維持管理及び使用方法の改善、補強を伴う修理事業の推進、周辺環境の整備、防災施設等の充実について指導助言を行う。特に各種防災設備未設置文化財へは設置指導を行い、併せて、既設の防災設備の日常的な点検、修理や、文化財の日常の維持管理的な小修理等についても指導助言を行う。

国指定文化財の自動火災報知設備未設置建造物については、早急に設置するよう所有者に指導し、総合的な防災設備の設置についても充実に向けて働きかける。

府・市指定・登録文化財の自動火災報知設備未設置建造物に対しては、設置義務のあるものへの設置を重点的に指導し、登録文化財に対しても指定に準じて設置を働きかける。

また、総合的な防災設備の設置についても、所有者等の意向を踏まえながら推進する。

(2) 美術工芸品（有形民俗文化財を含む。）

収蔵庫及び保存庫は、鉄筋コンクリート造、耐火・耐震のものであるが、その設置に当たっては、当該社寺等の歴史的景観等を損なうことのないよう、外観、位置にも十分配慮する。また、収蔵庫の設置が適当でないような事情がある場合には、建造物防災と同様に自動火災報知設備、消火設備、避雷針等の施設を設置する等状況に応じた措置を講じる。

なお、有形民俗文化財についても、上述したことに準じて実施する。

(3) 史跡、名勝、天然記念物

地震災害に対する指定地域内の史跡、名勝、天然記念物の防災については、建造物防災に準じた対策を推進する。

(4) 文化財保護対策

- 1 文化財の所有者又は管理団体に対して、防災組織の活用、災害時における防災の方法等の防災措置についての指導を徹底する。
- 2 災害時における文化財の避難搬出について、施設に応じた詳細な計画作成の指導助言を行う。
- 3 文化財防火デー等に、種々の実施訓練について計画作成の指導助言を行う。
- 4 文化財の防火に関係ある消防関係機関等との連絡、協力体制を確立する。

第3節 水害予防計画

《基本方針》

台風、集中豪雨、地震に伴う水防施設の崩壊による河川・水路における洪水等による災害を未然に防止するため、計画的な水害予防対策を実施する。

1 河川改修

本市には、一級河川24、普通河川97があり、うち10河川は準用河川である。一部の河川を除き、ほとんどの河川は桂川に流下している。

桂川は保津峡がネックとなり、洪水被害をもたらしてきた。現在は、淀川水系桂川上流圏域河川整備計画による河道整備とともに、日吉ダムによる洪水調節により、下流域における洪水被害は軽減されたが、今後もさらに治水安全度を向上させるため、淀川水系河川整備基本方針に基づき、河川整備の促進を図る。桂川をはじめ、各河川・水路の管理者は、連携、協力しながら、洪水、浸水等の水害予防対策を実施する。

(1) 重要水防区域

知事が指定した本市域に係る重要水防区域は、次のとおりである。

水系名	河川名	重要水防区域			(内) 特に重要な区域			
		左右岸別	場 所	延長m	場 所	延長m	予想被害原因	予想される水防工法
淀川	桂 川	左	南丹市界～保津町今石	7,300				
〃	〃	右	〃	8,470				
〃	犬飼川	左	曾我部町穴太～大井町並河	1,800				
〃	〃	右	曾我部町犬飼～大井町並河	3,700				
〃	曾我谷川	左	曾我部町中～桂川合流点	4,500				
〃	〃	右	曾我部町春日部～桂川合流点	5,500				
〃	七谷川	左	千歳町国分～河原林町河原尻	1,300	左 河原林町河原尻	20	溢水	積土俵工板柵土俵工
〃	〃	右	千歳町江島里～河原林町河原尻	1,300	右 〃	30	〃	ゲート閉鎖
〃	千々川	左	千代川北ノ庄～千代川町小川	1,900	左 千代川町小川	200	溢水決壊	積土俵工
〃	〃	右	〃	1,900				

水系名	河川名	重要水防区域			(内) 特に重要な区域			
		左右岸別	場 所	延長m	場 所	延長m	予想被害原因	予想される水防工法
淀川	山内川	左	禰田野町奥条～ 禰田野町佐伯	660				
〃	〃	右	〃	660				
〃	本梅川	左	本梅町西加舎～ 東本梅町赤熊	5,400				
〃	〃	右	〃	5,300				
〃	菰川	左	禰田野町佐伯	420				
〃	〃	右	〃	420				
〃	法貴谷川	左	曾我部町法貴～ 曾我部町西条	1,460	左 曾我部町犬飼 ～曾我部町南条	290	溢水 決壊	積土俵工
〃	〃	右	〃	1,460	右 〃 〃	290	〃	積土俵工
〃	雑水川	左	安町 安町～古世町	1,150				
〃	〃	右	安町～古世町	1,150				
〃	年谷川	右	篠町柏原	700	右 篠町柏原	700	溢水 決壊	積土俵工
計			21箇所	56,450	6箇所	1,530		

(2) 河川重点警戒箇所

水系名	河川名	担当水防管理団体	重要水防区域		延長m	区分	備考 (重要水防区域との重複)
			左右岸別	区間			
淀川	桂川	亀岡市	左	亀岡市	7,200	①	(全区間重複)
			右	〃	9,300	①	(一部重複)
〃	西川	亀岡市	左	亀岡市篠町柏原(1.1k)～篠町野条(1.5k)	400	①	
〃	年谷川	亀岡市	右	亀岡市篠町柏原(1.1k～1.5k)	400	①	(一部重複)
〃	曾我谷川	亀岡市	左 右	亀岡市余部町宝久保～曾我部町重利(1.2k)	各2,200	①	(全区間重複)
〃	曾我谷川	亀岡市	左 右	亀岡市曾我部町南条～曾我部町南条(1.2k)	各100	①	(全区間重複)
〃	曾我谷川	亀岡市	左 右	亀岡市曾我部町南条～曾我部町南条(1.2k)	各200	①	(全区間重複)
〃	犬飼川	亀岡市	左	亀岡市大井町並河～曾我部町穴太(0.4k)	3,000	①	(全区間重複)
			右	〃	2,900	①	(一部重複)
〃	七谷川	亀岡市	左 右	亀岡市河原林町河原尻～千歳町国分(3.93k)	各1,800	①	(全区間重複)
〃	千々川	亀岡市	左 右	亀岡市千代川町	各1,000	②	
〃	三俣川	亀岡市 南丹市	左 右	南丹市八木町西田(桂川合流点)～亀岡市旭町(1.4k)	各3,100	①	(一部重複)

(3) 水害の防止

- ① 府に協力して、淀川水系桂川上流圏域河川整備計画に基づいた改修整備を促進し、都市化による雨水流出量の増大に対処する。
- ② 市内河川の河道改修を促進するとともに、流域での保水・遊水機能を向上するため、防災調整池、治水緑地、多目的遊水池などの整備を促進する。
- ③ 用排水路等の改修については、公共下水道との整合を図りながら推進する。
- ④ 雨期前には水路の重点箇所の点検、幹線水路の浚渫、清掃を実施する。

(4) 水防施設等の点検・整備

① 河川施設等の点検・整備

各河川管理者等は、水防施設の破損による氾濫防止と治水機能維持のため、施設の点検・整備を行う。また、平常時から主要堤防の法面等の巡視・点検を行い、予防対策を検討する。

② 雨量計・量水標の点検・整備

各河川管理者等は、観測に障害が発生しないよう、定期的に機器を点検・整備するとともに、必要に応じて観測機器を増設する。

(5) 水防倉庫・資機材の点検・整備

各水防管理者等は、応急対策活動に支障がないよう、鍵の管理、倉庫内の整理、資機材の調達を行うとともに、必要に応じて倉庫の増設や資機材の見直しをする。

(6) 気象及び河川情報システムの活用

広域的な雨量情報や河川水位情報の迅速な収集伝達を図るため、各種情報システム等を導入し、その活用に努める。

(7) 橋梁の整備

橋梁は、災害対策上重要な構造物であるため、施設管理者は、出水期に流出等のおそれがある橋梁については架け替えや維持補修（橋脚強化等）などに努めるとともに、地元住民に警戒を依頼する。

（資料編 一般2-1-3-1、風水2-1-1-4、2-2-7-1）

2 下水道整備

市は、大雨等による浸水を防止するため、下水道、用排水路の整備・改修を進める。

(1) 下水道施設の整備

降雨による浸水被害を防止するため、雨水を排水する管渠の整備と雨水排水ポンプの設置に努めるとともに、河川への集中的な流出を抑制するため雨水の貯留・浸透方式の改善を推進する。

(2) 水路施設の整備

用排水路の改修整備事業の実施を図るとともに、土地改良区等の協力を得て、平常時から危険箇所把握に努める。

3 農地防災対策

水路の氾濫等による農地等の湛水被害を防止するため、農業用排水路の整備に努める。

第4節 地盤災害予防計画

《基本方針》

土砂災害等を未然に防止するため、危険な箇所における災害防止対策を実施する。

1 液状化対策の推進

液状化現象によって、構造物に対しては次のような被害が発生するおそれがある。

- (1) 地盤全体の移動、すべり及びこれに伴う構造物、ライフラインの破壊
- (2) 地盤が支持力を失うことによる構造物の沈下傾斜、基礎の破壊、すべり
- (3) 浮力の増大による地中埋設物の浮き上がり
- (4) 土圧の増加による擁壁、護岸等の破壊
- (5) 地盤又は地盤構造物系の応答性状の変化及び地盤反力の低下に起因する杭基礎の破壊等

平成8年度実施の防災アセスメントの中で市域の液状化について分析をしている。その結果、亀岡盆地及び周辺谷底平野の低地部を中心に液状化の潜在的危険性が高い。

今後、液状化による施設等の被害を最小限にするために、府や研究者等の調査研究及び指導に基づき、液状化対策に取り組む。

(1) 液状化対策への取組

液状化対策については、液状化しても構造物の機能を確保するよう構造物側で対処する方法と、土木的な地盤改良工法等で液状化そのものを防止、軽減する方法があるが、市街地では液状化防止の地盤改良工事は困難であるため、市及び府は、建築物の新築、建て替え時に個別の液状化対策の対応を行うものとする。

また、液状化しやすい場所での地中配管設備等については、地盤特性を十分に把握し、適切な管種の選定、建物等との取付け部における伸縮性、可とう性のある管の採用等の必要な対策を講じるものとする。

(2) 液状化対策の啓発

液状化による建物の不等沈下等の被害を防止するための対策を建築時に実施できるよう、液状化判定結果の市民への情報公開に向けた検討を推進する。

2 土砂災害対策

市域内における急傾斜地の崩壊や土石流などの土砂災害が発生する恐れのある箇所は、次のとおりである。

- (1) 急傾斜地崩壊危険区域（急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第3条）：2箇所
- (2) 地すべり防止区域（地すべり等防止法第3条）：1箇所

- (3) 急傾斜地崩壊危険箇所：180箇所
 - (4) 土石流危険渓流：311箇所
 - (5) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域（土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律）
 - ① 土砂災害警戒区域
 - ア 土石流：325箇所
 - イ 急傾斜地の崩壊：434箇所
 - ウ 地すべり：1箇所
 - ② （警戒区域の内）土砂災害特別警戒区域
 - ア 土石流：203箇所
 - イ 急傾斜地の崩壊：425箇所
 - ウ 地すべり：0箇所
- （令和6年2月27日現在）
- (6) 土砂災害危険箇所の認知と防災パトロールの強化

市は、土砂災害危険箇所の把握・周知に努めるとともに、危険が予想される地区の実体を常に把握し、長雨、豪雨等が予想される場合は、関係機関と協力して随時パトロールを行う。
 - (7) 地権者等に対する防災措置の指導

土砂災害危険箇所の地権者等に対して、防災措置の積極的な指導を行うとともに、災害が発生するおそれのある場合には、近隣の居住者に対して予め注意を喚起する。
 - (8) 急傾斜地崩壊防止対策の推進

相当数の居住者の危険が予想される急傾斜地崩壊危険箇所については、地域住民の協力を得ながら急傾斜地崩壊危険区域としての指定に向けて調整・協議し、崩壊防止工事の実施について検討する。
 - (9) 災害情報の伝達及び警戒避難体制の整備

市は、土砂災害警戒区域等において、土砂災害から住民の生命を守るため、土砂災害に関する情報の収集及び伝達、予報又は警報の発令及び伝達、避難、救助、その他土砂災害を防止するために必要な警戒避難体制の整備を図る。

また、警戒区域内に主として高齢者、障がい者、乳幼児その他の特に防災上の配慮を要する者が利用する施設がある場合には、土砂災害に関する情報、予報及び警報の伝達方法を定め、当該施設の利用者の円滑な警戒避難体制を確保する。

（資料編 一般2－1－4－1、風水2－1－3－2）

3 宅地防災対策

市域における宅地造成工事について、宅地造成規制法及び都市計画法に基づく技術基準を適用して許可と完了検査を行い、災害の防止を図る。また、宅地災害の防止を図るため、パトロール等の巡視を行い、がけ崩れ等のおそれのある宅地等の危険宅地を発見した場合は、擁壁の改善、

宅地保全について宅地の所有者に勧告するなど、宅地の災害防止に努める。

第5節 危険物等災害予防対策の推進

《基本方針》

京都中部広域消防組合は、消防法をはじめ関係法令の周知徹底、規制を行うとともに、危険物施設における自主保安体制の確立、保安意識の高揚に努める。

1 危険物災害予防対策

危険物施設等は地震動や液状化によって、その施設が損傷し、危険物の飛散・漏洩による爆発・火災等によって、広範囲にわたる被害をもたらすおそれがあることから、施設の管理責任者は、保安体制の強化を図る。

(1) 保安教育の実施

危険物事業所における保安管理の向上を図るため危険物施設の管理責任者、危険物取扱者、危険物保安監督者、危険物施設保安員に対し、講習会、研修会等を実施する。

(2) 指導の強化

危険物施設等の現況を把握するとともに、消防職員の立入検査等を通じて、指導の強化を図る。

① 法令上の基準の遵守

② 施設・設備等の耐震化

③ 災害時の応急対策（予防規程認可事業所については、災害時応急対策及び消防活動、教育・訓練等の遵守）

(3) 事業所の防災組織の強化

事業所における防災組織の結成を促進し、自主的な災害予防体制の確立を図るとともに、隣接する危険物施設の企業間の相互応援協定の締結など地域内での協力体制の形成を促進し、企業の消防力向上を図る。

(4) 防災用資機材の整備

複雑多様化する危険物に対応するため、化学消防力の強化に努めるとともに、事業所に対しても必要な資機材の整備、備蓄について指導する。

2 高圧ガス災害予防対策

関係法令による規制、保安のための指導、各種講習会・研修会の実施など、適切な災害予防対策が講じられるよう、府が実施する啓発活動等に協力する。

3 火薬類災害予防対策

盗難防止対策、関係法令による規制、保安教育や保安体制確立のための指導、知識の普及など、適切な災害予防対策が講じられるよう、府が実施する啓発活動等に協力する。

4 毒物・劇物災害予防対策

関係法令による規制、立入検査等や事業者に対する危害防止体制整備の指導、知識の普及など、適切な災害予防対策が講じられるよう、府が実施する啓発活動等に協力する。

第6節 放射線災害予防対策の推進

《基本方針》

放射線災害を防止するための対策を推進するとともに、放射性物質の輸送に対しての安全確保に努める。

1 市内保有施設（医療機関・研究施設等）の防災対策

府をはじめとする関係機関と協力して、放射性同位元素に係る施設の設置者等に対し、施設の耐震・不燃化対策とともに、放射線防災に関する知識の普及など各種予防対策が講じられるよう要望に努める。

2 放射性物質輸送安全対策

市内の幹線道路を經由して行われる核燃料等の放射性物質の輸送については、関係機関等と密接な連携をとることによって、輸送のコース・日程等の輸送状況の把握による安全の確保に努める。

3 原子力災害事前対策

関西電力株式会社高浜発電所及び大飯発電所の原子炉の運転等による原子力災害について、京都府地域防災計画原子力発電所防災対策計画編に準じ、府及び関係機関と連携し、事前対策が講じられるよう要望に努めるとともに、災害発生時において市民の安全を確保するための措置を講じる。

第2章 災害に備えた防災体制の確立

第1節 防災活動組織の整備

《基本方針》

市は、平常時から、自らの組織動員体制及び資機材等の整備を図るとともに、防災活動を実施するための拠点整備や、防災訓練の実施などを通じ、関係機関と相互に連携しながら総合的な防災体制の確立に努める。

1 活動組織の整備

市は、地域防災計画に基づき、防災対策を総合的かつ計画的に推進するため、平常時から防災に係る組織体制の整備・充実を図るとともに、災害時の応急対策活動を迅速かつ的確に実施できるよう職員の配備体制・勤務時間外における参集体制の整備を図る。

(1) 亀岡市防災会議（会長：亀岡市長）

防災会議は、市の地域防災計画の作成及び実施の推進、市長の諮問に応じて本市域に係る重要事項を審議するために設置する。

(2) 災害時の活動組織体制

① 亀岡市災害警戒本部（警戒本部長：亀岡市長）

市域に災害の発生のおそれがあるが、時間・規模等の推測が困難なとき、小規模な災害が発生したとき、東海地震に係る警戒宣言の発令を認知したとき及び震度4の地震が観測されたとき、その他市長が必要と認めたときにおいて、災害情報の収集・分析、災害予防及び災害応急対策を実施するため設置する。

② 亀岡市災害対策本部（本部長：亀岡市長）

市域に大規模な災害が発生したとき、または発生するおそれがあるとき、震度5弱以上の地震が発生したとき、府下に特別警報が発表されたとき、その他市長が必要と認めたときにおいて、災害に係る情報を収集し、また災害予防及び災害応急対策等水防活動を実施するため、災害対策基本法第23条第7項及び亀岡市災害対策本部条例（昭和38年亀岡市条例第13号）の規定に基づき、亀岡市災害対策本部条例施行規則（昭和48年亀岡市規則第14号、以下「防災規則」という。）の定めるところにより設置する。

③ 水防組織（総括：消防団長）

消防団は、水防法第16条に基づき、市域の河川に水防警報が発せられたとき、又は水防に関係のある気象予報、注意報、警報並びに日吉ダム放流通報等により、洪水のおそれがあるとき消防団長が認めたとき、水害予防及び水害による災害応急対策等水防活動を実施する。ただし、亀岡市災害対策本部が開設されたときは、その組織下に統合される。

④ 要配慮者避難支援連絡会議

大規模災害時に避難所等における要配慮者の支援を図るため、救助部、ボランティアセン

ター、地域包括支援センターなど関係機関の間で要配慮者のニーズや支援活動状況に関する情報を共有し、必要に応じて要配慮者支援センターを設置して支援活動の連携を図る。

⑤ 災害対策本部等設置前の体制

災害対策本部、災害警戒本部を設置する前、又は災害の規模等により設置しない場合の災害応急対策の事務分掌は、災害対策本部が設置された場合に準じる。

2 動員体制の整備・充実

(1) 職員の配備基準

市長は必要に応じ、災害警戒本部又は災害対策本部の各号配備を指令する。なお、市域において震度4以上の地震が発生した場合は、その規模に応じた体制を自動配備する。

配備内容・人員については、震災対策計画編第2編第1章第1節「活動組織の設置」に定めるところによる。

(2) 勤務時間外における動員体制

① 主要防災職員への早期情報伝達

災害対策本部員等の防災担当職員に対し、情報伝達の迅速化を図るため、連絡先の明確化を図る。

② 伝達方法

勤務時間外に職員を緊急に参集させる必要がある場合に備え、各部長は、常に所属職員の住所・電話番号等の把握に努め、速やかに連絡が取れる体制を整備するとともに職員に周知徹底を図る。

③ 初動活動期の参集可能職員の把握

各部長は公共交通機関が途絶した場合に備え、所属職員の代替交通手段を調査し、参集に要する時間の把握に努める。

3 災害対策本部等活用計画の作成

災害時において、迅速かつ的確な災害応急対策が行えるよう、災害対策本部等活用計画を作成する。

(1) 活用計画の作成

災害時の非常配備体制における地域防災計画に定められた役割について、災害対策本部等活用計画を作成する。

(2) 活用計画の修正

地域防災計画の修正等により、随時訂正・修正を加える。

4 防災中枢機能等の確保・充実

災害発生時に速やかに災害応急活動体制をとれるよう、防災中枢機能等の確保・充実を図る。

(1) 防災中枢施設の整備

災害対策本部を設置する室等の防災中枢施設を整備するよう努める。また、代替施設の選定などのバックアップ対策、自家発電設備等の整備などに努める。なお、設備等の整備に当たっては、非常時において系統電源から切り替え可能な自立型電源として、太陽光発電等の再生可能エネルギーの導入についても検討を図るものとする。

(2) 災害対策本部用備蓄

災害対策本部として必要となる資機材を備蓄する。

(3) 代替機能の整備

防災中枢施設の機能喪失に備え、公共施設の整備や耐震化に併せて、代替施設の確保、整備に努める。

5 関係機関等との連携体制の整備

(1) 関係機関・民間団体等との連携体制

関係機関、防災上重要な施設の管理者、その他民間の災害応急対策組織の整備、改善を図るとともに、市との連携及び協力体制を確立する。

(2) 自衛隊との連携体制

大規模災害時に自衛隊との連携を円滑に行うため、平常時から連絡体制の強化や派遣の要請手続きの明確化など、自衛隊との連携体制の整備に努める。

6 防災訓練の実施

地域防災計画等の習熟、連携体制の強化及び市民の防災意識の向上を図ることを目的として、組織動員、避難、通信等の総合訓練、その他災害別防災訓練などの実施に努める。

(1) 総合防災訓練

市は関係機関や団体、市民、事業所等の参加を得て、総合的な防災訓練を隔年実施し、災害時における防災活動の迅速かつ的確な実施を図る。

(2) 地域防災訓練

防災意識の高揚を目的に、市は町内会や自治会の協力のもと、自主防災会を中心に地域の実情にあった防災訓練を実施する。

(3) 組織動員訓練

勤務時間内外において職員の配備を迅速に行うため、情報の伝達、連絡、非常参集について訓練を実施する。

(4) 通信連絡訓練

平常通信から非常通信への迅速な切り換え、有線途絶時における無線通信機器の取扱操作、非常連絡先や通信内容の確認などについて訓練を実施する。

(5) 避難救助訓練

関係機関、市民、事業所等の協力を得て避難の指示、誘導等が迅速に行われるよう訓練を実施

施する。また、高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦等の要配慮者の避難誘導及び救出・救助や、医療・物資の輸送、給水・給食に関する訓練を実施するとともに、要配慮者や男女双方の視点等でニーズの違いに十分配慮するよう努めるものとする。

(6) 水防訓練

関係機関と協力して、水防活動の円滑な実施を図るため、水位雨量観測、水防団等の動員、水防資機材等の輸送、水防工法の習得、避難等の訓練を実施する。

(7) 消防訓練

災害状況に応じた消防計画の習熟を図るため、非常召集、通信連絡、火災防御技術、救助等の訓練を実施する。

(8) 土砂災害訓練

土砂災害警戒区域内の要配慮者施設等と連携して情報伝達、避難等の訓練を実施する。

7 人材の育成

防災体制の強化と合わせて、災害対応力の向上を図るため、職員への防災教育の充実に努める。

(1) 職員の防災教育

市職員の防災意識の高揚を図るため、防災知識、個人の役割分担等に関する研修を実施する。

- ① 災害時における災害対策本部の一員としての立場と心構え
- ② 災害対策活動の概要
- ③ 災害時の役割の分担
- ④ 災害時の指揮系統の確立
- ⑤ その他必要な事項

(2) 災害応急活動体制の検討

災害時において迅速かつ的確な災害応急対策が行えるよう、防災訓練時における諸問題、地域防災計画の修正等を踏まえ随時「災害対策本部等活用計画」の改訂や修正を実施する。

8 防災拠点の整備・充実

防災中枢拠点施設の設備充実に図り、災害発生時の機能を確保する。

(1) 防災中枢拠点施設の整備

防災の中枢拠点施設として市役所の防災中枢機能の確保に努める。

(2) 防災中枢施設の整備・充実

市役所については、災害対応力の増強を図るとともに、各防災機関と連携した災害応急対策の実施が可能となるよう防災行政無線の整備・充実に努める。

(3) 地域防災拠点の整備

地域の防災拠点となる自治会館等と災害対策本部との連絡体制を確保するため、防災行政無線による情報通信システムを整備し、災害時の地域連絡拠点としての防災機能の充実に努める。

また、地域の防災活動の拠点となる公園・広場を整備するとともに、隣接した避難所、物資

の備蓄等の機能を備えた公共施設との連携を図り、災害時の応急対策、復旧対策の地域防災拠点として整備を進める。

9 防災用資機材等の確保

応急対策及び応急復旧を、迅速かつ的確に実施するため、必要な人材、装備、資機材等の確保、整備に努める。

(1) 人材、装備、資機材の確保

災害時に必要となる資機材等の整備に努めるとともに、関係団体等と協定を締結し、災害時の資機材等の確保に努める。

(2) 防疫・衛生用資材の確保

被害の状況に応じた消毒を施行するために必要な防疫用薬剤等の確保に努める。

(3) 資機材の点検

災害応急対策に万全を期するため、車両、水防資材、救助用資機材等の定期的点検を行う。

(資料編 一般2-2-1-1～3)

10 防災に関する調査研究の推進

災害の未然防止と被害の軽減を図り、総合的かつ計画的な防災対策を推進するため、災害要因及び被害想定の調査研究を実施するとともに、円滑な災害復興が行えるよう、まちづくりの研究を推進する。

(1) 被害想定の調査研究

災害の未然防止と被害の軽減を図り、総合的かつ計画的な防災対策を推進するため、災害要因、被害想定、防災体制等について調査研究を継続的に実施する。

(2) 災害復興のまちづくりの研究

地震災害や大規模市街地火災によって、木造密集市街地が壊滅的な被害を受けた場合、被災後の市街地の復興（新しいまちづくり）が円滑に進められるよう、あらかじめ木造密集市街地の整備のあり方、整備手法、土地利用計画などについて市民とともに検討する。

第2節 情報収集伝達体制の整備

《基本方針》

市は、災害の未然防止と被害の軽減を図るため、気象予警報等の情報を迅速に収集するとともに、相互の情報連絡が円滑に行われるよう、平常時から、通信施設等の整備拡充など、情報収集伝達体制の確立に努める。

1 収集伝達の体制の強化

災害発生時間にかかわらず、災害応急活動が迅速かつ的確に実施できる情報収集伝達体制の整備を図る。

(1) 勤務時間内の情報の収集及び伝達

京都府から伝達される防災情報等を自治防災課が受理し、必要な情報は庁内放送等によって職員に伝達する。

(2) 勤務時間外の情報の収集及び伝達

京都府から伝達される防災情報等を自治防災課が受理し、必要な情報は自治防災課長に伝達する。伝達を受けた自治防災課長は、あらかじめ定められた方法によって危機管理監に伝達する。

2 通信手段の整備

災害発生時の情報体制を確保するため、平常時から通信手段の整備を図るとともに、保安管理の徹底を行う。

(1) 通信系の確保

災害に関する情報連絡等について、有線電話・無線電話設備の機能を常時維持するため、保守管理を徹底し整備を行うとともに、災害に備え機器の転倒防止、予備電源の確保を図る。

(2) 通信手段の多様化

非常時の職員への連絡体制の強化に努めるとともに、情報収集の機動力の向上と通信手段の複数化に努める。

(3) 防災行政無線等の整備・拡充

災害時における情報の収集、連絡活動を迅速かつ的確に行うために、災害時に必要な情報を市民に伝達する手段として、防災行政無線の整備・拡充を行う。

① 防災行政無線整備

情報連絡体制の充実に向けて、防災行政無線の整備推進に努める。

② 無線従事者の養成

防災行政無線局等の運用を円滑に実施するため、特殊無線技士を養成し、その適正配置に努める。

3 災害広報・広聴体制の整備

(1) 市民への情報提供体制

地域イントラネット、インターネット、防災情報亀岡メール等による情報提供を推進する。

また、指定避難所となる施設への電話、ファクシミリ、防災行政無線等の通信手段の整備及び要配慮者にも配慮した、多様できめ細かな広報手段の確保に努める。

(2) 市民への広報手段の周知

① 災害時はテレビ、ラジオ、SNS等で情報の入手に努めるよう周知徹底を図る。

② あらかじめ、市役所、消防署、駅、避難場所等の災害時情報拠点を設定し、市民に平常時から周知するとともに、災害情報、生活関連情報などを市ホームページや掲示板等で広報する方法を定めておく。

(3) 災害時の広聴体制の整備

市民等から寄せられる被害情報や災害応急対策状況に関する問い合わせ、要望、意見等に対して適切に対応できるよう、専用電話や専用ファクシミリ、相談窓口などの広聴体制の整備に努める。

4 安否不明者等の氏名公表

市は、要救助者の迅速な把握のため、安否不明者（当人と連絡が取れず、行方不明者となる疑いのある者、又は当該災害が原因で所在不明となり、かつ、死亡の疑いのある者）についても、関係機関の協力を得て、積極的に情報収集を行うものとする。

第3節 火災予防の推進

《基本方針》

市及び消防機関は、火災の発生を防止するとともに、地震等に伴う市街地大火、林野火災等に対し、延焼の拡大を防止するため、出火防止と初期消火の徹底、事業所をはじめとする防火管理体制の強化を図り、あわせて地域住民に対し消火器や地震発生時の火気の取扱い等の啓発活動の推進に努める。

また、火災による被害を最小限にとどめるため、消防力の充実に努める。

1 建築物等の火災予防対策

住宅、事業所からの出火防止及び初期消火の徹底を図る。

(1) 指 導

① 予防査察

消防機関は次により防火対象物の防火管理及び消防用設備等の維持管理状況の査察、指導を行う。

ア 予防査察の方法

消防機関は、学校、病院等、消防法施行令別表第1に掲げる防火対象物について、消防設備、火気使用器具等の位置、構造及び管理の状況を関係法令、条例に基づいて検査するとともに、地震時における転落、落下物等による出火危険についても十分考慮し、火災予防上必要があると認める場合、又は、火災が発生すれば人命に危険があると認められる場合には、その所有者、管理者等に対し必要な改善等を行わせるものとする。

イ 予防査察の実施

- 1) 消防機関は、管内の全防火対象物に対し、年間を通じ定期的に予防査察を実施し、常に防火対象物の状況を把握する。
- 2) 消防機関は、防火対象物の種類に応じ、出火危険時期等を考慮し通常の予防査察の他に緊急予防査察、特別予防査察を実施する。

② 関係者に対する指導

防火管理者に対し、消防計画の作成、消火、通報及び避難の訓練の実施等について指導する。

③ 法令違反に対する措置

査察の結果、消防関係法令に違反し、かつ、是正されない事項について諸法令に照らしあわせて警告、命令、告発等違反処理を行い早期是正を図る。

(2) 啓 発

- ① 春秋に全国一斉に実施される火災予防運動により、市民に対し防火意識の啓発を図る。
- ② 震災時に多発することが予想される出火危険を排除するため、耐震安全装置付火気使用

設備器具の普及を図る。

市内一般住宅に対し、防火診断を実施するとともに、住宅用火災警報器設置及び点検等の維持管理の指導を行う。また、市民に対し、出火防止や火気の取扱いなど防災知識の啓発、消火器具等の普及、住宅用防災機器の設置を推進するとともに、地震発生時の火気使用器具の取扱い及び初期消火の方法について指導を行い、出火防止と初期消火の徹底を図る。

③ 市民に対する講演会、初期消火訓練等の実施に努める。

④ 事業所における防火管理知識、消防用設備の維持管理等防火管理体制の強化を図るため、防火管理者及び危険物取扱者、消防設備士等一般関係者に対する講習会、説明会、研究会等を開催し防火意識の向上を図る。

また、自衛消防組織による訓練を実施して、事業所の防災機能強化、消防訓練を推進し、初期消火体制の充実を図る。

2 森林火災予防対策

本市では市域の周囲を広く山地に囲まれている。このため、関係消防機関等と協力して、火災の発生しやすい時期を重点に適切な広報等の予防措置を行うほか、消防計画に定めるところによるものとする。

第4節 消防・救助・救急体制の整備

《基本方針》

市及び消防機関は、災害時の迅速かつ的確な消防・救助・救急活動を実施するため、初動体制、情報収集体制、火災防御体制、救助・救急体制、広域支援体制の充実を図る。

1 消防力の充実

大規模火災などに備えて、消防力の充実に努める。

(1) 消防施設の充実

「消防力の整備指針」（平成12年1月20日 消防庁告示1号）に基づき、消防署を配置し、消防車両などの消防施設情報を活用した情報収集体制、通信機能の強化を図るための消防設備など、総合的消防力の増強充実に努める。また、消防庁舎の耐震化の促進に努める。

① 消防機動力の増強

複雑多様化している都市型災害や震災等の大規模災害に対応するため、はしご付消防ポンプ自動車をはじめ、大型水槽車等の特殊車両及び高度な消防用資機材の計画的な整備に努める。

② 消防署、消防団、ポンプ自動車等の整備

消防に関する都市等級調査を実施し、市街地内の潜在的な出火延焼危険の実体を把握し、消防署、消防団、ポンプ自動車の合理的な配置、増強を推進する。

(2) 消防水利の整備

災害時の消火用水として消火栓や耐震性防火水槽等を設置・拡充するとともに、プールや河川等の利用を含め地区の実情に応じた消防水利の多様化を推進し、消防水利の確保を図る。

(3) 活動体制の整備

迅速かつ的確な消防活動を実施するための初動体制、情報収集体制、通信運用体制、火災防御体制、救助・救急体制、後方支援体制等の整備に努める。

(4) 消防団の活性化

地域に密着した消防団の活動能力の向上を図るため、組織の活性化に努める。

① 体制整備

若手リーダーの育成、青年層等の消防団活動への積極的な参加の促進、事業所の従業員に対する入団促進などによって、組織の強化に努める。

② 消防施設・装備の強化

消防団詰め所やポンプ格納庫の耐震化、消防車両・小型動力ポンプ・車載無線等の資機材の充実強化を図る。

③ 消防団員の教育訓練

消防団員の防災に関する知識の高度化及び技能の向上を図るために教育訓練を実施する。

2 救助・救急体制の充実

(1) 救助・救急用資機材の充実整備

傷病者の救命率の向上を図るため、高規格救急自動車、高度救命処置用資機材等の計画的な整備を図るとともに、救急自動車及び救助工作車等の整備、資機材の改良に努め、救助・救急業務実施体制の充実に努める。

(2) 救助・救急活動体制の充実強化

救急業務に対する市民のニーズの高まりに的確に対応するため、救急救命士を計画的に養成するなど、病院前救急救護体制のより一層の充実強化を図る。

また、阪神・淡路大震災や東日本大震災を検証し、同時多発する救助救急事象に効果的かつ効率的に対応するため、救助救急活動体制の強化に努める。

3 広域応援体制の充実

大火災等に対処するため、消防組織法第39条の規定により、消防相互応援協定締結の消防機関との連携体制を強化するほか、受入体制の整備に努める。

第5節 応急医療体制の整備

《基本方針》

市及び府は、災害時に迅速かつ的確な医療が行えるよう、医療関係機関と連携しながら、医療情報の収集伝達体制、医療救護班の整備、災害医療の拠点の確保、医薬品の確保等を図り、災害時の医療体制を整備する。

1 応急医療体制の整備・拡充

市域の医療機関と協力し、災害時に通常の医療体制では対応できない多数の患者が発生した場合や、医療機関の被害によって被災地域に医療の空白が生じた場合に、適切な医療が実施できるよう、医療救護体制を平常時から整備する。

(1) 災害医療情報の収集伝達体制の整備

現行の救急医療システムを災害時に活用できるよう再整備するとともに、迅速かつ的確な情報の収集伝達ができるよう防災行政無線システムを整備し、情報収集体制を確立する。

(2) 医師会との協力体制の確立

災害時における医療救護活動が円滑に実施できるよう「災害医療救護活動に関する協定」に基づき、常に協力体制を形成し、確実な応急医療体制を整備する。

(3) 医療救護班の整備

亀岡市医師会の協力を得て、亀岡市立病院とともに、医療救護班の編成、派遣基準や派遣方法並びに医療救護の活動内容等についての計画策定を推進する。

(4) 救護所の設置

中学校など救護所設置予定場所を事前に調査・検討し、災害の発生・拡大の状況を勘案し、数箇所に救護所が設置可能な体制を整える。

2 後方医療体制の充実

市域における災害医療の拠点となる医療機関等の整備を図り、多数の患者の収容力を確保するとともに、医療資源を十分に活用した後方医療体制の整備に努める。

(1) 協力病院の拡充

災害時の後方医療の拠点である地域災害医療センター（京都中部総合医療センター）及び亀岡市立病院を中心に、多数の傷病者発生に対応できるよう協力病院の拡充を推進する。

① 搬送体制の整備

広域搬送が必要な傷病者を想定し、救急車、ヘリコプター等を利用した搬送手段について関係機関との協議に努める。

② 地域医療連携の推進

災害時における医療スタッフの受入れ及び医療資機材等の応援要請がスムーズに進み、協

力病院をはじめ、亀岡市医師会等との連携した医療活動が実施できるよう、平常時から地域の実情に応じた医療体制づくりを推進する。

3 医薬品等の確保体制の整備

(1) 医療用資機材の確保体制の整備

災害の発生後、緊急に必要となる医療用資機材等については備蓄を推進する。また、医師会や関連業者との協力によって医療用資機材の調達体制の整備を図る。

(2) 医薬品等の確保供給体制の整備

亀岡市立病院及び休日急病診療所を中心に医療品等の備蓄を推進するとともに、亀岡市薬剤師会と締結した「災害時における救急医療品の提供協力に関する協定」に基づく協力体制の整備を図る。

第6節 緊急輸送体制の整備

《基本方針》

災害発生時に救助・救急、医療、消火及び緊急物資の供給を迅速かつ的確に実施するため、緊急輸送体制の整備に努める。

1 輸送手段の整備

陸上輸送、航空輸送等、緊急時に確保可能な輸送手段を把握するとともに、平常時から災害時に備えて関係機関、民間団体等との協力体制の推進に努める。

2 陸上輸送体制の整備

災害応急活動を迅速かつ的確に実施するため、緊急輸送道路の選定や効率的な陸上輸送を行うための事前対応に努める。

(1) 緊急輸送道路の選定

① 府指定の緊急輸送道路

府が指定している亀岡市に係る緊急輸送道路は、次のとおりである。

ア 高速道路

京都縦貫自動車道（1次）

イ 一般道路

国道9号（1次）、国道372号（1次）、国道423号（1次）、主要地方道枚方亀岡線（2次）、同亀岡園部線（2次）、同茨木亀岡線（2次）、同宮前千歳線（2次）、一般府道亀岡停車場線（2次）、同東掛小林線（2次）

② 市指定の緊急輸送道路の選定

関係機関と協議のうえ、府指定の緊急輸送道路と災害時用臨時ヘリポート、市内の備蓄庫、緊急医療機関等を連絡する輸送路の選定に努める。

(2) 緊急通行車両の事前届出

市所有の車両については、緊急通行車両の事前届出手続きを行う。

(3) 備品等の整備

カラーコーン、通行禁止等の看板等、必要な備品の整備に努める。

(4) 道路障害物除去対策の検討

① 障害物を除去する道路の優先順位及び障害物除去方法を検討する。

② 関係機関や道路管理者と、災害時のための対処方法の協議を行う。

③ 亀岡建設業協会との「大規模災害発生時における緊急対応に関する協定」をはじめ、民間事業者等との災害時の協力体制の確立に努める。

3 航空輸送体制の整備

府等の関係機関の協力による災害時の救助・救護活動、緊急物資の輸送等に、ヘリコプターの機動性を活かした応急活動を円滑に実施するため、災害時用ヘリポートの整備や、臨時ヘリポート選定に努める。

(資料編 一般2-2-6-1)

4 交通混乱の防止対策

(1) 震災時の応急点検体制の整備

道路管理者は、平常時から緊急輸送道路の安全性を十分に監視、点検するとともに、災害時の通行支障に関する情報収集体制や応急点検体制の整備に努める。

(2) 災害時避難のあり方の周知徹底

災害時の避難に当たっては、車両を使用してはならない旨を広報等によって周知徹底に努める。

(3) 交通規制・管制体制の整備

交通安全施設の整備など府公安委員会及び府警察が行う交通規制・管制体制の整備に協力する。

5 公共交通機関等

災害発生時においても安全で円滑な交通手段を確保するため、平常時から体制が整備されるよう公共交通機関各社への要望を行う。

(1) 各鉄軌道会社（西日本旅客鉄道株式会社、嵯峨野観光鉄道株式会社、日本貨物鉄道株式会社）

災害発生時における乗客の避難、災害発生直後の被害状況及び安全点検を行うための人材の確保、応急復旧のための資機材が確保されるよう、各鉄軌道会社への要望を行う。

(2) 乗合旅客自動車会社（西日本旅客鉄道株式会社、京阪京都交通株式会社）

災害時においても可能な限り運行が確保されるとともに、利用者の安全確保及び混乱防止を図るよう各乗合旅客自動車会社への要望を行う。

(3) タクシー事業者

京都タクシー株式会社との「災害時における輸送業務等に関する協定」に基づき、避難者等の緊急輸送体制について整備するとともに、他の市内タクシー事業者にも同様の要望を行う。

第7節 避難収容体制の確立

《基本方針》

災害から住民を安全に避難させるため、避難地、避難路、避難所を選定し、住民に周知するなどの体制の整備に努めるとともに、避難所機能の充実を図る。

1 避難誘導体制の整備

災害発生時に、安全かつ円滑に避難させるための体制を整備する。

(1) 案内標識等の設置

避難場所、避難路等に案内標識、誘導標識等の設置を推進し、平常時から市民への周知を図る。

(2) 避難行動要支援者の避難支援体制の整備

① 避難行動要支援者名簿を活用した支援体制の整備を図る。

② 災害時において避難行動要支援者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るため、関係機関、団体等との協力体制を構築する。

2 避難場所、避難路の選定・周知

災害発生時に、安全かつ円滑に避難させるための避難場所、避難路の整備を推進する。

(1) 避難場所

次に示す定義に基づき避難場所の選定を行い、パンフレット、手引等により避難場所の位置について周知徹底を図るとともに、必要に応じて更新等に伴う最新情報の周知を図る。

① 一時避難施設・避難場所

余震等の二次災害に備えて住民が一時的に自主避難できる場所を避難場所として選定する。

② 広域避難場所

避難場所に延焼火災等の危険性が発生した場合、また広域的な災害でより多くの収容力を要する場合に、より安全性の高い場所を広域避難場所として選定する。

ア 想定される避難者1人当たり、概ね1㎡以上の避難有効面積を確保できること。

イ 延焼火災に対し有効な遮断ができる空地であること。

③ 指定緊急避難場所

災害発生時における円滑かつ迅速な避難のための立退きの確保を図るため、災害の危険から緊急に逃れるための場所を指定緊急避難場所として選定する。

ア 管理条件、立地条件、構造条件等の指定基準を満たしていること。

イ 異常な現象（洪水、崖崩れ、土石流、地滑り、地震、大規模な火災、内水氾濫）毎に指定すること。

④ 指定避難所

災害時において被災者の円滑な救援活動を実施するため、被災者が一定期間滞在する場を指定避難所として選定する。

想定される避難所生活者1人当たり、概ね1.65㎡以上の面積が確保できること。

⑤ 臨時避難所

指定避難所だけでは避難者の収容が困難な場合に備え、民間施設等に提供を要請する難場所、指定避難場所の定義に準じて選定する。

⑥ 福祉避難所

障がい等により何らかの特別な配慮が必要で指定避難所での生活が困難な被災者が避難生活を送れるよう、「災害発生時における福祉避難所の設置運営に関する協定」を締結した市内の福祉施設等を福祉避難所として指定する。

(資料編 風水2-3-2-1、震災2-2-2-1)

(2) 避難路

広域避難場所への避難が安全かつ円滑に行われるよう、都市計画道路の整備や道路改良等の事業により総合的な避難路の整備を推進する。

避難路の選定に当たっては、次の条件及び地域特性に留意する。

- ① 落下物、倒壊物による危険など、避難に当たっての障害のおそれが少ないこと。
- ② 水利の確保が比較的容易なこと。
- ③ 災害の種別に応じた適切なルートであること。

(3) 屋内退避

既に河川が氾濫している場合等、避難場所へ移動することによりかえって危険が生ずるおそれがあると認めるときは、自宅もしくは近隣の建造物等の2階以上への退避を促す等、屋内での退避を指示する。

3 収容避難施設の充実

住家の全壊、全焼、流失等により避難を必要とする住民を臨時に収容する指定避難所の整備に努める。

(1) 避難施設の選定

地震等の大規模災害による多数の避難生活者の発生に備え、施設の地域性、耐震性能、防火性能さらには、要配慮者の利用に対する利便性等を考慮して市所管施設以外の公共施設及び民間施設の管理者との協議を行うなど、指定避難所以外の避難収容施設（臨時避難場所・福祉避難所）の確保に努める。

(2) 必要設備・機器の整備

指定避難所においては、生活情報収集に必要な通信施設等の整備を推進する。

(3) 生活用水の確保

避難施設での生活用水等が確保されるよう、指定避難所に指定されている小学校の既存プールの改修、新設工事にあわせ耐震強化に努めるほか、耐震性貯水槽の整備に努める。

(4) 生活環境の整備

被災者の避難所における良好な生活環境を確保するため、生活環境の整備に努める。

① 平常時における対応

ア 避難所の組織体制と応援体制の整備

イ 避難所の指定

ウ 指定避難所等の周知

エ 避難所における備蓄等の推進

オ 避難所運営の手引きの作成

② 災害発生時における対応

ア 避難所の設置と機能整備

イ 避難所リスト及び避難者名簿の作成

ウ 多様なニーズを踏まえた避難所運営

エ 福祉避難所の管理運営

オ 食物アレルギーの防止等の食糧や食事に関する配慮

カ 被災者への情報提供

キ 相談窓口の設置

ク 在宅避難者への対応

4 応急仮設住宅対策

災害によって住家が滅失し、自らの資力では住宅を確保できない被災者に対し、早期に一時的な居住の安定が図られる体制の整備に努める。

(1) 建設候補地の事前選定

市域の都市公園、公共空地等の中から、応急仮設住宅が建設可能な候補地の事前選定に努める。なお、候補地の選定に当たっては、一戸当たり 50 m²以上の面積が確保できる場所とする。

(2) 高齢者・身体障がい者に配慮した住宅の確保

府と協力して、高齢者や身体障がい者の生活に配慮した構造・設備の応急仮設住宅が確保されるよう推進する。

(3) 男女双方の視点等に配慮した運営管理

応急仮設住宅は、男女共同参画により適切な運営管理を行うものとする。その他、男女双方の視点等に配慮した安全・安心の確保に努めるとともに、生活者の意見を反映できるよう配慮するものとする。

(資料編 一般 2-2-7-1)

第8節 車中避難等の対策

《基本方針》

大規模災害において、余震への不安やプライバシー確保、ペット同伴や新型インフルエンザ等感染症拡大防止等の理由から車中避難が発生するおそれがある。そこで、避難者数の把握や救援物資の提供、駐車スペースの確保、エコノミークラス症候群による震災関連死等の課題に対応するため、地域の実情に応じてあらかじめ体制整備を図る。

なお、住民の屋外避難に当たっては、本市があらかじめ指定する指定避難所への避難が基本であって、車中避難等を推奨するものではない。

1 車中避難者への支援

(1) 車中避難場所のリストアップ

大規模災害により車中避難が発生した場合の専用避難場所（大規模駐車場等）は次のとおりとする。

なお、指定避難所への避難が基本であり、地域住民への車中避難場所の周知に当たっては、平時から行うのではなく、現に発災し、大規模な車中避難が発生すると見込まれる場合にのみ行う。

【亀岡市における専用避難場所（大規模駐車場等）】

避難場所	区分	駐車台数（台）	施設設備の概要
月読橋球技場	行政	約 1,500	トイレ、水道、電源 ※グラウンド等を臨時開放
大堰川緑地東公園	行政	約 700	トイレ、水道 ※グラウンド等を臨時開放
A大型スーパー	民間	約 200～900	トイレ、水道、電源
Bホームセンター	民間	約 200～900	トイレ、水道、電源

※ 上記施設については、具体的には車中避難場所を想定して検討を行うため仮に選定したもので、今後、検討結果も踏まえ選定する。

※ 民間施設の駐車台数については、営業ベースの駐車台数と調整が必要である。

(2) 指定避難所における車中避難者への対応

指定避難所においても、車中避難者に一定対応できるよう駐車場を区分けする。

また、その際には、必要に応じて、指定避難所内の緊急車両通行場所や物資積みおろし場所など、他の車両による駐車・進入禁止場所を明示する。

(3) 車中避難場所における運営マニュアル等の整備

市は車中避難者数を把握しやすいよう、車中避難についてのルールづくりや、車中避難を想定した運営マニュアル等を整備する。

- ① 指定避難所における駐車可能台数の把握、車中避難場所のリストアップ
 - ② 車中避難場所を新たに設けた場合の広報、情報提供
 - ③ 車中避難者の状況把握
 - ④ 食料ほか支援物資の提供、仮設トイレほか避難所環境の整備
 - ⑤ 健康管理、健康指導（チラシの配布、相談窓口の設置・案内、保健師等の定期巡回、足ふみ運動やマッサージ等の運動指導、弾性ストッキング等の備蓄・配布）
 - ⑥ エンジン騒音によるトラブル回避、排気ガスの車内充満への危険性回避のための注意喚起
 - ⑦ 指定避難所（屋内避難所）への移動働きかけ・誘導
 - ⑧ 中長期的な運営（車中避難者、ボランティア、NPO法人、民間活用による運営）への移行に向けた体制づくり
- (4) 環境整備及び健康対策
- 市は、エコノミークラス症候群防止をはじめとした環境整備及び健康対策を行う。
- ① 被災者が十分な水分補給等ができるよう、必要な飲料水やトイレを確保する。
 - ② 災害関連死を防止するため、健康管理、健康指導を実施する。
 - ア 健康管理を促すチラシの配布による周知
 - イ 健康相談窓口の設置・案内
 - ウ 保健師等の定期巡回
 - エ 足ふみ運動やマッサージ等の運動指導
 - オ 弾性ストッキング等の備蓄・配布等
- (5) 車中避難から自宅への速やかな帰宅及び指定避難所への移行
- 市は、車中避難から、まずは速やかに自宅への帰宅ができるように、また、帰宅が困難な場合には指定避難所への移行をスムーズに行う環境を整備する。

2 テント避難、在宅避難への支援

テント避難、在宅避難についても、車中避難と同様の支援を行うこととする。

3 帰宅困難者への支援

鉄道等の運行停止により帰宅が困難となった旅行者や通勤・通学者等について、帰宅困難者自身の安全を確保してもらえよう様々な情報媒体を活用して、災害状況や交通機関等の情報を提供するとともに、一時的に滞在できる施設として指定避難所等を開設し、帰宅困難者を収容する。

なお、大雪による鉄道輸送障害により、帰宅困難者が発生した場合には、「大雪時における安全確保のためのガイドライン」に基づき、府、鉄道事業者等と連携して帰宅困難者の安全確保に努める。

第9節 二次災害防止体制の整備

《基本方針》

市は、地震災害後の二次災害発生を防ぐため、京都府地震被災建築物応急危険度判定協議会（以下「応急危険度判定協議会」という。）と協力して、地震被災建築物応急危険度判定制度（以下「応急危険度判定制度」という。）を整備する。

また、被災宅地危険度判定制度について、京都府と連携し実施体制の整備を進める。

1 応急危険度判定制度の整備

住民の安全確保を図るため、応急危険度判定協議会並びに京都府と協力して、応急危険度判定制度の整備に努める。

(1) 地震被災建築物応急危険度判定士の養成、登録

応急危険度判定協議会と連携するとともに、府の応急危険度判定講習会、地震被災建築物応急危険度判定士の養成、登録の推進に協力する。

(2) 被災宅地危険度判定士の養成、登録

京都府の開催する被災宅地危険度判定士講習会に参加し、被災宅地危険度判定士の養成、登録を推進する。

(3) 実施体制の整備

あらかじめ震前判定計画を策定し、被災建築物応急危険度判定並びに被災宅地危険度判定に必要なマニュアル、備品の整備に努めるとともに、府から派遣された被災建築物応急危険度判定士並びに被災宅地危険度判定士の受入れ体制の整備を図る。

(4) 制度の普及啓発

応急危険度判定協議会並びに京都府と協力して、被災建築物応急危険度判定制度、被災宅地危険度判定制度の趣旨について市民の理解が得られるよう、広報誌等を通じて普及啓発に努める。

2 電力供給施設、ガス供給施設による二次災害の防止

電力供給施設、ガス供給施設による感電、漏電、ガスの漏洩、爆発、出火等の二次災害の発生を防止するため、災害時における注意事項等の広報活動を関係機関に要請するとともに、応急復旧期における通電による漏電出火、残留漏洩ガスへの引火等を防止するため、電気・ガスの供給再開時の十分な事前点検体制の整備を電力供給会社、ガス供給機関に要望する。

第10節 緊急物資の確保供給体制の整備

《基本方針》

災害による住家の全壊、全焼、浸水、流失等により、水、食料、生活必需品の確保が困難な市民に対して、必要な物資を供給するため、その確保体制を整備する。

また、その際、被災地の実情を考慮するとともに、要配慮者等や男女のニーズの違いに配慮するものとする。

公的備蓄（重要備蓄品目）については、京都府の「公的備蓄等に係る基本的な考え方」に基づき、京都府との共同備蓄（半分ずつ備蓄）を行う。

1 応急給水の確保

(1) 応急給水拠点等の整備・充実

震災時において、被災者1人当たり1日3リットル以上の給水を確保できるよう、貯水槽の設置、応急給水用資機材等について整備増強を行う。

① 市内の浄水場、配水池を、災害時の給水拠点として整備を図るとともに、次のような非常用飲料水の備蓄を促進する。

ア 広域避難場所への飲料水用耐震性貯水槽設置

イ 学校等の耐震性プール建設

② 給水タンク車による応急給水体制の整備を図る。

③ 被災の状況に応じて市内各所の消火栓を活用した応急給水を実施する体制の整備を図る。

(2) 応急給水用資機材等の整備

高圧給水タンク車、給水タンク、臨時給水栓、非常用飲料水袋、ろ水器等の応急給水用資機材の整備・充実を図る。

（資料編 一般2-2-10-1～3）

2 食料及び生活必需品の確保

(1) 備蓄

必要な食料、毛布、その他の生活必需品等の備蓄に努める。

① 公的備蓄（重点備蓄品目の備蓄）

「京都府地震被害想定調査（平成20年）」において京都府が試算した埴生断層地震における最大避難者数18,947人に対応するため、19,000人分を目標に、京都府との共同備蓄（半分ずつ備蓄）により以下の公的備蓄（重点備蓄品目の備蓄）を行う。

ア 食料（アルファ米、乾パン、パン等）

1人当たり2食

イ 飲料水

1人当たり1リットル

ウ 毛布等防寒用具

1人当たり1枚

エ 簡易トイレ

100人当たり1基

オ おむつ（大人用）

75歳以上の10%について1人当たり8枚

カ おむつ（子ども用）

0～3歳児について1人当たり8枚

キ 女性用生理用品

13～50歳女性の25%について1人当たり3枚

② その他用品の確保

ア 粉ミルク・液体ミルク（ほ乳瓶を含む）

イ 精米、即席麺などの主食

ウ 野菜、漬物、菓子類などの副食

エ 高齢者用食

オ 被服（肌着等）

カ 炊事道具・食器類（鍋、炊飯用具等）

キ 光熱用品（LPガス、LPガス用品、簡易コンロ、乾電池、懐中電灯等）

ク 日用品（石鹸、タオル、ちり紙、歯ブラシ、ラップ等）

ケ 医薬品等（常備薬、救急セット）

コ 要配慮高齢者、障がい者用の介護機器、補装具、日常生活用具等（車椅子、トイレ、盲人用つえ、補聴器、点字器等）

サ 感染症拡大防止対策物資・資機材

(2) 協定に基づく物資の調達

民間事業者等と締結した「災害時等における物資の供給協力に関する協定」に基づき、生活必需品等、緊急時の物資の調達を行う。

3 備蓄・供給体制の整備

災害が発生した場合、危険分散を図り、また迅速に備蓄品を使用できるよう、分散備蓄などの手段整備に努めるとともに、常時備蓄品の点検・整備を行い、耐用年数、賞味期限のあるものは随時入換えを行うなど、備蓄品の管理に努める。

また、備蓄品を必要とする者に迅速に配給できるように、自主防災組織（自治会）、ボランティア、関係団体等と円滑な連携を図り、効率的に供給する体制の整備を図る。

4 市民における備蓄の推進

3 日分（7 日分以上が望ましい）の食糧、飲料水及びその他必要な生活物資等を、避難に際しての非常持ち出し品として用意しておくとともに、アレルギー対応食や離乳食等の個人や家庭の実状に応じて必要な当座の物資を各人で確保しておくよう周知する。

第11節 防災用資機材の調達

《基本方針》

災害が発生した場合に、応急復旧を迅速かつ的確に実施するため、平常時から防災用資機材の整備充実を努めるとともに、関係機関、団体等が保持している防災用資機材についても災害時に速やかに調達・活用できるよう、連携体制の整備に努める。

1 防災用資機材等の整備

災害時における応急活動用資機材の整備充実について、防災活動拠点の整備と関連付けて整備充実を図る。また、災害時の自主防災組織の円滑な活動に必要な防災用資機材の整備充実にも努める。

(1) 防災用資機材の整備・点検

市及び関係機関が保有する災害対策に必要な応急活動用資機材及び救助・救出用資機材、並びにこれらを保管する施設については、定期的な点検を実施するとともに、基準備蓄数量以上の備蓄を常時確保するよう努める。

① 防災用資機材

応急活動用資機材及び救助・救出用資機材について、防災活動拠点の整備と関連付けて整備充実を図る。

② 水防用資機材

水防用資機材の充実強化を図るとともに、二次災害等被害の拡大防止に資する資機材の整備充実を図る。

③ 防災特殊車両等

災害対策に必要な車両等の整備充実を図る。

④ 化学消火薬剤等

化学消火薬剤等の備蓄に努める。

(2) 保管施設の点検・確保

市は、資機材の保管施設について分散化を図るとともに、自主防災組織への補助制度等を検討し、地域での備蓄を推進する。

2 調達・活用の体制

(1) 資機材の分散化

災害時の初期消火・救助・救護活動に活用できるよう、小・中学校、消防団詰所、コミュニティ施設等の必要な場所に消火・救助・救護用資機材を整備するとともに、市内10箇所の防災倉庫に資機材を分散配備する。また、地域の実情に応じて初期防災活動用資機材の配置に努める。

(2) 資機材調達の連携

① 関係団体、団体等との連携

関係団体、団体等が保持している防災用資機材についても、災害時に速やかに調達・活用できるよう、あらかじめ連携体制の整備に努める。

② 資機材提供先との協定

調達が必要な資機材について、関係業者との協定の締結による確保に努める。

第12節 ライフライン確保体制の整備

《基本方針》

災害が発生した場合に、応急復旧を迅速かつ的確に実施するため、平常時から防災体制の整備に努める。

1 水 道

災害時における被害の拡大防止、水道水の安定供給及び迅速かつ的確な応急復旧を実施するため、平常時から防災体制の整備に努める。

- (1) 上下水道部の行う配水管整備事業については日本水道協会制定の「水道施設設計基準」「水道施設の耐震工法」等によって、基幹水道施設並びに避難所、医療機関等の重要施設に配水する管路など、施設の耐震性の強化を優先順位を定めて計画的に推進する。
- (2) 施設の耐震性及び供給体制等について、施設等の総合的な点検・検討を行い、その結果に基づいて、水源の複数化、送水管・配水幹線の相互連絡、配水管網のブロック化を図るとともに、配水池容量の拡大、自家発電設備の整備、緊急遮断弁の設置及び応急給水施設の整備など、必要な施設等の計画的な整備増強を図る。
- (3) 応急復旧体制の強化
 - ① 被害状況の迅速かつ的確な把握及び円滑な応急復旧を実施できるよう、あらかじめ損傷度が高いと予想される施設の把握に努める。
 - ② 応急復旧活動マニュアルの整備、管路図等の整備を推進する。
 - ③ 亀岡市管工事業組合及び亀岡市上下水道管工事業協同組合との「災害時等における水道施設緊急修繕対応に関する協定」に基づき、応急復旧体制の強化に努める。
- (4) 災害対策用資機材の整備点検
 - ① 災害によって被災した水道施設を迅速に応急復旧できるよう、必要な応急復旧用資機材等の備蓄を推進するとともに、給水車、給水タンク等の保有資機材の整備・点検に努める。
 - ② 応急復旧用資機材の調達など確保体制の整備に努める。
- (5) 協力体制の整備
 - ① 災害時に資機材や復旧要員等の応援が得られるよう、関係業者等との協定締結に努めるなど、協力体制を整備する。
 - ② 府県間等の応援協定及び日本水道協会等を利用した広域応援体制を確保する。

2 下水道

災害時における被害の拡大防止、衛生的生活環境の維持及び迅速かつ的確な応急復旧を実施するため、平常時から防災体制の整備に努める。

(1) 下水道施設の整備

老朽管等の敷設替、構築物・機械設備の更新、補強、動力源の確保など下水道施設の整備に努める。

(2) 応急復旧体制の強化

① 被害状況の迅速かつ的確な把握及び円滑な応急復旧を実施できるよう、あらかじめ損傷度が高いと予想される施設の把握に努める。

② 応急復旧活動マニュアルの整備、施設管理図書等の整備を推進する。

(3) 災害対策用資機材の整備点検

① 災害によって被災した下水道施設を迅速に応急復旧できるよう、必要な応急復旧用資機材等の備蓄を推進するとともに、保有資機材の整備点検に努める。

② 応急復旧用資機材の調達など確保体制の整備に努める。

(4) 協力体制の整備

災害時に資機材や復旧要員等の応援が得られるよう、関係業者等との協定締結に努めるなど、協力体制を整備する。

3 電 力

災害時における被害の拡大防止、電力の安定供給及び迅速かつ的確な応急復旧が実施されるよう、電力供給会社への要望に努める。

(1) 施設の耐震性強化等

電気施設の耐震性強化等により、災害時の被害の軽減に努める。

① 変電設備

がい子型機器、保護継電装置の耐震性向上、構造物の安全性向上と浸水の防止などに努める。

② 送電設備

地中設備、橋りょう、鉄塔等の巡視点検の実施など安全性の確保に努める。

(2) 応急復旧体制の強化

① 被害状況を迅速かつ的確に把握する体制やシステムの整備、対策要員の動員体制の整備とともに、優先復旧計画の策定を推進する。

② 災害時に的確な復旧情報等の広報ができるよう、平常時から市との連携体制の整備に努める。

(3) 災害復旧用資機材の整備点検

資機材の確保体制、災害対策用設備の整備とともに、災害対策用車両の配備増強等を推進する。

(4) 協力体制の整備

非常災害時における被害に対し、災害復旧資機材の相互融通等を行い、電気事業本来の責務を遂行できるよう推進する。

4 ガ ス

災害時における二次災害等の被害の拡大防止、ガスの安定供給及び迅速かつ的確な応急復旧が実施されるよう、ガス供給事業者への要望に努める。

(1) ガス施設の災害予防対策

都市ガス事業者及び液化石油ガス販売事業者は、「ガス事業法」「ガス導管耐震設計指針」（日本ガス協会）、「液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律」及び府が毎年定める「L Pガス販売事業者監督指導指針」に基づき、地震災害等によって被災した家屋等においても、都市ガス施設及び液化石油ガス施設による災害が発生しないように、日頃から消費者に対して次の対策を講じるとともに、緊急時連絡体制及び緊急資機材の整備を図る。

- ① ガス使用者全戸への安全器具（ガス漏れ警報器、ヒューズコック、マイコンメーター、S型メーター等）の設置とその期限管理及び集中監視システムの普及・導入を推進する。
- ② 耐震性の向上（導管網のブロック化、緊急遮断装置の充実、高耐震性の継ぎ手の選択等）及び確認（チェーン止め等による転倒・転落防止状況の把握）と向上（ガス放出防止装置等の設置）を進める。
- ③ 各設備の定期点検等（とくに埋設管や地下ピット）の着実な実施と、基準不適合設備の解消を進める。
- ④ 周知内容の充実化（災害時の対応等）と多様化（高齢者世帯や外国人世帯に対する工夫等）を図る。

(2) 一般社団法人京都府L Pガス協会亀岡支部は、日頃から保安啓蒙の一環として、有事の際の対処方法の周知徹底に努める。その他、液化石油ガス販売事業者相互の支援体制の充実強化をはじめとした災害予防対策を、長期的に検討・推進していく。

(3) 応急復旧体制の強化

- ① 地震被害予測システムの導入、被害状況と復旧作業工程に応じた効率的な動員体制や連絡体制の整備とともに、応急復旧計画の策定を推進する。
- ② 災害時に的確な復旧情報等の広報ができるよう、平常時から市との連携体制の整備に努める。

(4) 災害復旧用資機材の整備点検

資機材及び代替燃料の確保体制の整備とともに、消火・防火設備の充実を推進する。

(5) 協力体制の整備

「地震・洪水等非常事態における救援措置要綱」（日本ガス協会）に基づき、単独復旧が困難な場合に備え、他の事業者からの協力が得られる体制づくりを推進する。

5 電気通信

災害時における電気通信サービスの確保とともに、災害によって電気通信施設又は回線に故障が発生した場合に、迅速かつ的確な応急復旧に努める。

(1) 応急復旧体制の強化

- ① 大規模地震発生等、広範囲の地域において災害が発生した場合、被災設備等の迅速な応急復旧を図り、通信が確保されるよう、作業体制や応急復旧用資機材の確保体制等が確立されるよう推進する。
- ② 災害時に的確な復旧情報等の広報ができるよう、平常時から市との連携体制の整備に努める。

(2) 災害復旧用資機材の整備点検

平常時から復旧用資材、災害対策用機器、消耗品の確保とともに、必要な整備点検の実施を推進する。

(3) 協力体制の整備

グループ会社、工事会社と協調するとともに、商用電源、発電用燃料、冷却水等の確保及び緊急輸送等の協力体制づくりを推進する。

6 市民への広報

災害時の対応について平常時から広報活動を実施し、市民の意識向上を図る。

(1) 水道施設、下水道施設

平常時から、飲料水等の備蓄の重要性、節水、水質汚濁防止、非常時の下水排除の制限等についての広報に努める。

(2) 電力供給施設、ガス供給施設

感電、漏電、ガスの漏洩、爆発、出火等の二次災害を防止するため、災害時における注意事項等について広報するよう電力供給会社、ガス供給施設会社への要望に努める。

(3) 通信施設

災害時の通信輻輳緩和のため、緊急通話以外の電話の自粛、緊急通話の場合にかかりやすい公衆電話の利用等、災害時の電話利用における注意事項について広報されるよう通信施設会社への要望に努める。

第13節 営農対策の推進

《基本方針》

災害による農作物（病害虫を含む。）の被害防止を図り防災営農を推進するため、防災営農技術の末端への浸透に努めるとともに、府の援助を得て、指導体制の確立と、その普及に努める。

1 指導体制の確立

市及び京都農業協同組合は、府の援助を得て、防災営農を推進するための指導体制の確立を図り、防災営農技術の末端への浸透に努める。

2 営農技術の確立及び普及

府の援助を得て、防災営農技術の確立を図るとともに、地域ごとに広報活動を行い、農地及び農業用施設の防災営農技術の普及を図る。

第14節 学校等の防災体制

《基本方針》

学校等においては、災害時の安全確保方策、日常の安全指導体制、教職員の参集体制、情報連絡体制等の防災に関する計画及び対応マニュアル等を整備する。

1 防災体制の整備

各学校等において、その自然的条件・社会的条件等を踏まえ、実態に即した適切な防災体制の充実を図る。その際学校等が避難所になった場合の運営方法、施設使用上の留意点も含め、教育委員会や自治防災課、PTA、地域の自主防災会等と連携しつつ、具体的な計画を策定する。

また、発災時別の避難、保護者への引渡し又は学校での保護方策等、幼児・児童・生徒等（以下「児童生徒等」という。）の安全確保が適切に行われるために対応マニュアル等を作成するとともに、その内容の徹底を図る。

(1) 学校における防災体制

学校の防災に関する計画において、教職員の安全意識を高め、適切な安全指導、施設・設備等の管理を行うための体制を定める。災害発生時における体制については、学校が避難所に指定されている場合も含め、地域の実情等に応じ、教職員の参集体制、初動体制及び避難所の運営に係る体制について考慮する。

また、災害時における情報連絡を的確かつ円滑に行うため、学校と所管する教育委員会、自治防災課との間の情報連絡体制の整備を図るとともに、教職員間、学校と保護者・児童生徒等との間の情報連絡体制を整備する。なお、保護者への学校の防災体制及び対応方策、特に児童生徒等の引渡し方法を周知しておく。

(2) 児童生徒等の安全確保等のための教職員の対応マニュアル等の作成

児童生徒等の発達段階、学校種別の特性及び地域の実情等を考慮し、次の事項について定める。

ア 発災時別の教職員の対応方策

- ・ 在校時
- ・ 学校外の諸活動時
- ・ 登下校時
- ・ 夜間・休日等

イ 保護者との連絡、引渡し方法

ウ 施設・設備の被災状況の点検等

(3) 学校以外の教育機関における防災体制等

学校以外の教育機関においては、学校に準じ、施設の状況に応じた防災体制及び安全確保等のための職員対応マニュアル等を定める。

(4) 避難所としての運営方法等

避難所開設掛の職員と協力して開設することとするが、避難所運営に係る業務の全部又は一部について対応することを想定した運営体制及び具体的な対応方策について定める。また、参集状況により少人数で避難所の開設等の業務に対応せざるを得ない場合を想定して、初動体制についても定めておく。

避難所としての施設の使用については、主として避難者収容のために必要なスペース、負傷者、病人、高齢者等の看護のために必要なスペース及び避難所運営のための管理に必要なスペース等に区分し、あらかじめ使用の順位を定めておく。

また、避難所に対する支援や避難所における備蓄及び避難者のプライバシーの確保、男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮するものとする。

2 防災訓練の実施

学校等において、各々の防災に関する計画に基づき家庭や地域、関係機関等との連携を図りつつ、児童生徒等、学校等及び地域の実情に即して、多様な場面を想定した避難訓練、情報伝達訓練等の防災上必要な訓練の徹底に努める。

第15節 廃棄物処理体制の整備

《基本方針》

大規模地震や風水害の発生後、大量に発生する廃棄物や倒壊物・落下物・流出物等による障害物は、住民生活に著しい混乱をもたらすことが予想される。このため、処理施設の防災対策を実施するとともに、廃棄物処理活動が迅速に行われるよう亀岡市災害廃棄物処理計画に基づく処理体制の整備を推進する。

1 防災対策

市は、廃棄物処理施設の耐震化、不燃堅牢化を図るとともに、非常用自家発電設備等の整備や、断水時に機器冷却水等に利用するための地下水や河川水の確保、及び廃棄物処理施設の補修等に必要な資機材の備蓄に努める。

2 処理体制

市は、亀岡市災害廃棄物処理計画に基づき、適正に災害廃棄物の処理を行うための体制の整備に努める。

市は、必要な廃棄物処理が施設の処理能力を超える場合、並びに廃棄物処理施設が被災し使用不能になった場合の対策として、近隣の市町及び廃棄物関係団体等と調整し、災害時の相互協力体制を整備する。

市は、その責務を十分果たせるように府に必要な技術的援助を要請するとともに、都道府県間及び市町村間における広域支援体制の整備に関し、必要な指導・助言その他の支援を求める。

3 災害時応急体制の整備

市は、廃棄物処理に係る災害時応急体制を整備するため、亀岡市災害廃棄物処理計画に基づき、以下の措置を行うよう努める。

(1) 緊急出動体制の整備

- ① 一般廃棄物処理施設の補修等に必要な資機材の備蓄を行うこと。
- ② 収集運搬車両や清掃機器等を常時整備すること。
- ③ 廃棄物の収集・処分に必要な人員・運搬車両等が不足する場合の対策を検討すること。

(2) 災害時における応急体制の確保

- ① 生活ごみや災害廃棄物の一時保管場所となる仮置場の配置計画を作成すること。
- ② し尿等、生活ごみ及び災害廃棄物の広域的な処理計画を作成すること。

(3) 避難所の生活環境の確保

- ① 仮設トイレやその管理に必要な消毒剤、脱臭剤等の備蓄を行うこと。
- ② 上記の調達を迅速かつ円滑に行う体制を整備すること。

4 処理負担

災害廃棄物の処理に要する費用負担については、原則的に当該廃棄物が存在する土地、建物の所有者ないし管理者が負担するものとするが、費用負担がきわめて大きい場合、状況に即して減免措置等を検討する。

防災活動ないしは市民活動に障害となる災害廃棄物の処理に関しては、状況に即して、応急公用負担を適用するものとする。

(資料編 一般2-2-15-1～3)

第16節 地区防災計画策定の推進

《基本方針》

大規模地震や風水害の発生時において、自助・共助による防災活動を促進し、地域における防災力を高めるため、地区防災計画の策定を推進する。

1 地区防災計画

(1) 計画の概要

その地区の特性に応じて、地区内の居住者及び地区内に事業所を有する事業者（以下「地区居住者等」という。）が共同して行う防災活動に関する計画

(2) 計画の目的

亀岡市地域防災計画と相まって、地域における防災力の向上を図ることを目的とする。

(3) 計画の内容

計画の主な内容は、次のとおり

- ① 計画の対象範囲
- ② 活動体制
- ③ 防災訓練や物資の備蓄等、各地区の特性に応じて地区居住者等によって行われる防災活動

2 計画の提案

- (1) 地区居住者等は、共同して、亀岡市防災会議に対し、亀岡市地域防災計画に地区防災計画を定めることを提案することができる。
- (2) 地区防災計画の提案に当たっては、提案を行おうとする地区居住者等全員の氏名及び住所等を記載した提案書に、計画の素案及び計画提案を行うことができる者であることを証する書類を添えて行う。
- (3) 地区居住者等から地区防災計画の提案があった場合、亀岡市防災会議は、亀岡市地域防災計画に定める必要があるかどうかを判断し、その必要があると認めるときは、亀岡市地域防災計画に地区防災計画を定める。

3 計画策定の周知

市は、地区防災計画の策定を推進するため、地区居住者等に対して計画の例を示すとともに、計画の策定について周知に努める。

第17節 応援計画

《基本方針》

他の自治体において大規模な災害が発生し、被災地への応援を実施する場合に必要な基本事項を定める。

なお、原子力災害等が発生した場合は、事故対策計画編（原子力災害対策計画）第3編第5章「広域避難受入計画」に基づくものとする。

1 情報収集

市は、他の自治体において大規模な災害が発生した場合、国、京都府、防災関係機関等との連絡調整を行い、被災自治体の状況、応援要請内容等の把握に努める。

2 職員の応援・派遣

市は、国・府からの応援要請や他の市町村との相互応援協定に基づき、災害応急対策や被害復旧等の災害業務に従事させるため、初動期・応急期における職員の応援や、復旧（中期以降）・復興期における職員の派遣をすることができる。

（資料編 風水2-2-3-1～6、震災2-1-4-1～6）

3 応援内容

被災地のニーズ等を踏まえ、以下の支援を行う。

- (1) 義援金の受付
- (2) 救援物資の供給
- (3) 被災地への人的支援の実施
- (4) 被災者の受入れ
- (5) 市民ボランティア活動の促進

第18節 受援計画

《基本方針》

亀岡市単独では十分に被災者に対する救助等の応急措置が実施できない場合、速やかに国・府及び他の市町村並びに関係機関に対し、応援を要請するとともに、受入れ体制を整備し、災害応急対策に万全を期する。

なお、震災及び風水害等については、震災編第2編第1章第4節及び風水害等対策計画編第2編第2章第3節「応援の要請・受入れ」に基づくものとする。

1 応援の要請

災害時において、災害の規模、被害の程度等から、国・府等からの応援や他の市町村との相互応援協定に基づく援助を受ける必要があると判断する場合において、必要とする応援内容を迅速に把握・整理し、すみやかに応援要請を行う。

また、平時においても、あらかじめ他の市町村や関係機関と協定を締結し、広域的な相互応援体制の確立を図るものとする。

- (1) 京都府知事への応援要請
- (2) 災害派遣部隊（自衛隊）への応援要請
- (3) 緊急消防援助隊（消防庁）への出動要請
- (4) 緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）への応援要請
- (5) 他の市町村や民間企業等との相互応援協定に基づく応援要請

（資料編 風水2-2-3-1～6、震災2-1-4-1～6）

2 災害対応業務の受入れ

応援を受ける主な災害対応業務は次に示すとおりであり、これら人的・物的資源による応援を受入れ、早期の復旧に取り組む。

- (1) 救急・救助・消火部隊受入れ
- (2) 重症患者広域搬送、災害派遣医療チーム（DMAT）、災害派遣福祉チーム（DWAT）、災害派遣精神医療チーム（DPAT）、救護班受入れ、介護・福祉支援の受入れ
- (3) 救援助物資受入れ
- (4) 他自治体等応援要員受入れ
- (5) 災害ボランティアセンターの立ち上げとボランティア受入表明
- (6) 広域避難の実施

3 受援本部の構成

円滑な応援の受入れを実現するため、受援における体制や役割を確立する。

(1) 受援本部の設置

応援の受入れに関する各部各班との調整、受援に関するとりまとめ、調整会議の開催や応援者への配慮等を円滑に行うため、災害対策本部動員班、調達班、救助第2班による動員班長、調達班長を中心とした「受援本部」を設置する。また、受援本部は次の業務を担当する。

① 受援に関する状況把握・取りまとめ

ア 各部各班における人的・物的資源ニーズを取りまとめる。（何／誰を、いつまで、どのくらいの数量、応援が必要か）

イ 各部各班における人的・物的応援の受入れ状況を取りまとめる。（何／誰を、いつまでに、どのくらいの数／量、応援を受けているか）

② 資源の調達・管理

ア 人的・物的資源に関するニーズと、現状の受入れ状況から、資源の過不足を調整する。

イ 被災地の状況を踏まえ、今後求められる業務内容を検討し、必要となる資源を見積もる。

ウ 今後、必要となる人的・物的資源の応援を要請する。

エ 応援受援管理帳票を作成して、資源管理を行う。

③ 各部各班との調整

ア ①で取りまとめた結果を、各部各班の業務担当窓口（受援）と共有する。

イ 調整の必要を検討する。

④ 調整会議の開催

ア 全体調整の必要に応じて、調整会議を開催・運営する。（業務担当窓口（受援）の参加）

イ 必要に応じて意思決定に関わる職員へ参加を求める。

⑤ 応援職員への支援

ア 応援職員の待機場所、応援職員による定例ミーティングの開催ができる環境を提供する。

イ 各部各班の業務担当窓口（受援）が、適切な執務環境を提供しているか、配慮する。

（場・環境の確保については、庁舎の被災等によって困難な場合もあるが、可能な限り検討する。）

【応援職員の受入れに当たり配慮すべき事項の例】

項 目	環境整備の内容
スペースの確保	・ 応援側の現地本部として災害対策本部に近い会議室等を用意することを基本とし、活動拠点における作業スペース、待機・休憩スペースを可能な限り提供する。 ・ 可能な範囲で、応援側の駐車スペースを確保する。
資機材等の提供	・ 執務を行う上で必要な文具や、活動を行う上で必要な資機材を可能な範囲で提供する。
執務環境の整備	・ 執務できる環境として、可能な範囲で机、椅子、電話、インターネット回線等を用意する。

宿泊場所に関する あっせん等	・ 応援職員の宿泊場所の確保については、応援側での対応を要請することを基本とするが、紹介程度は行う。また、必要に応じてあっせんする。 ・ 被害状況によってホテル等の確保が困難な場合は、避難所となっていない公共施設や庁舎等の会議室、避難所の片隅等のスペースの提供を検討する。
---------------------------	---

(2) 各部各班の業務担当窓口（受援）の設置

災害対策本部の各部各班に業務担当窓口を設置する。また、各班長が業務担当窓口（受援）を担当し業務は次のとおりとする。

① 受援に関する状況把握

ア 業務における人的・物的資源ニーズを取りまとめる。（何／誰を、いつまでに、どのくらいの数／量、応援が必要か）

イ 業務における人的・物的応援の受入れ状況を取りまとめる。（何／誰を、いつまでに、どのくらいの数／量、応援を受けているか）

② 資源の調達・管理

ア 人的・物的資源に関するニーズと、現状の受入れ状況から、資源の過不足を調整する。

イ 業務担当部／班の中で、各部各班の職員と応援職員の業務分担を明らかにする。

ウ 業務の実施状況を踏まえ、今後、求められる業務内容を検討し、必要となる資源を見積る。

エ 今後、必要となる人的・物的資源を要請し、配置の計画をする。

③ 受援本部への報告

①で取りまとめた結果を、受援本部に報告する。

④ 調整会議への参加

受援本部が実施する調整会議に参加する。

⑤ 応援職員への支援

ア 業務に必要な場所・待機場所・資機材等の執務環境を準備するよう努める。

イ 受援本部と協力し、応援職員の待機場所、応援職員による定例ミーティングの開催ができる環境を提供する。（場・環境の確保については、庁舎の被災等によって困難な場合もあるが、可能な限り検討する）

第3章 災害に強い人づくりの推進

第1節 防災知識の普及

《基本方針》

市民が、平常時から災害に対する備えを心がけ、災害時には自発的な防災活動を行うよう防災知識の普及啓発に努める。

1 職員に対する防災研修

職員研修所等を利用し、防災に対する職員の教育を実施するものとする。また、地域防災計画が有効活用されるよう、その内容、運用等の周知徹底に努める。

2 防災リーダーの養成

地域、企業、団体等（共助）における防災の担い手として活動する防災リーダーを育成するための講座等を実施する。また、避難行動タイムラインに基づくプッシュ型の避難を地域内で呼びかける体制を確立するよう努める。

3 市民に対する防災知識の普及と意識啓発

大規模災害時における生活行動基準、各家庭における対応の指針等を内容とするパンフレットの配布や防災展の開催等によって、防災に関する知識の普及を図り、市民の防災意識の高揚に努めるとともに、災害時の男女のニーズの違い等、男女双方の視点に十分配慮するように努めるものとする。

また、自治会などの市民団体を通じて正しい応急手当の方法などの知識の普及、啓発に努める。

4 学校教育等における防災教育

各学校においては、地震・防災に関する指導を教育課程の中に位置付け、家庭や地域社会と密接な連携協力を図りつつ、防災上必要な安全教育や自他の生命尊重の精神、ボランティア精神を培うための教育を推進する。

また、生涯学習活動などにおいても、防災教育の実施とその充実を図る。

(1) 児童生徒等に対する教育

災害時における児童生徒等の安全の確保及び防災対応能力育成のため、教科、道徳、学級活動、ホームルーム活動、学校行事等の教育活動全体を通じて、地震・風水害等の基礎的な知識、発災時の緊急行動、応急処置等の指導を行うとともにボランティア精神を培うための教育を推進する。

(2) 教職員に対する教育

職員の防災対応能力を高めるため、研修会等を通じ、災害・防災に関する専門的知識の坎養及び応急処置等の技能の向上を図る。

5 事業所における防災知識の普及

大規模災害時における行動や地域との連携、災害時の対応方法について、従業員の防災意識が高揚されるよう、事業所単位での防災マニュアル等を作成するよう啓発に努める。

第2節 自主防災組織の育成

《基本方針》

市民及び事業所による自主的な防災活動が、被害の拡大の防止に果たす役割を踏まえ、地域における自主防災体制の整備に努める。

1 自主防災組織の育成・指導

市民相互の助け合いの精神による自主的な防災活動の推進を図るため、組織リーダーを育成するとともに、関係機関と連携し、自主防災組織としての防災行動力の向上に努める。その際、女性の参画の促進に努めるものとする。

2 自主防災組織への支援

地域住民による自主防災会が自発的に行う消火・救助・救護活動・避難誘導を支援するため、技術的指導や資機材の整備等に努める。

(1) 技術的指導

自主防災会のリーダー研修等の実施に努め、健康で快適に過ごせるよう健康管理に配慮した自主的な防災活動の技術的指導、助言を行うとともに、防火・防災講習会、防災訓練、応急手当訓練・避難誘導訓練、取るべき避難行動を時系列で整理したタイムライン（避難計画）の作成等の支援に努める。

(2) 資機材の整備等

自主防災組織活動に必要な資機材の整備等に努める。

3 事業所による自主防災体制の整備

従業員及び利用者等の安全確保と、事業所が立地する地域での的確な防災活動を実施するため、事業所の防災体制の充実強化と地域の自主防災組織との連携強化を図る。

事業所の防災体制の充実強化は、概ね次の事項に沿って行う。

- (1) 防災訓練
- (2) 従業員の防災教育
- (3) 情報の収集、伝達体制の確立
- (4) 火災その他災害予防対策
- (5) 避難対策の確立
- (6) 応急救護等の対策
- (7) 飲料水、食料、生活必需品等の確保
- (8) 地域の防災活動への協力
- (9) 要配慮者対策

4 防災訓練への参加

(1) 市 民

- ① 地区ごとに防災訓練を推進し、災害に対する意識啓発を図り、初期消火、避難誘導、救助・救護活動等の地域における自主防災力の向上に努める。その際、女性の参画の促進に努めるものとする。
- ② 避難訓練の実施に際しては、要配慮者（障がい者、高齢者、幼児、病弱者等）の保護に配慮した訓練を実施する。
- ③ 地域の実情に応じた初期消火、救助・救護用資機材の取扱いの習熟を図る。

(2) 事業所

事業所ごとの定例的な防災訓練を推進するとともに、避難誘導、救護活動等の地域と密着した自主防災力の向上に努める。

第3節 高齢者、障がい者、乳幼児等特に配慮を要する者及び外国人に係る対策

《基本方針》

災害時における要配慮者の安全確保のため、施設及び地域社会の協力のもとに、対象者の把握、支援体制マニュアルの策定や訓練実施、指導・啓発に努める。

1 福祉のまちづくりの推進

市域内の社会福祉施設、民間福祉団体、社会福祉協議会等の相互の連携に努め、亀岡市地域福祉計画に基づき、地域ぐるみの支援体制づくりを推進する。あわせて、公共施設の整備・改善を推進し、高齢者や障がい者の積極的な社会参加の促進と地域住民相互間のコミュニティ強化など、誰もが住みよいバリアフリーのまちづくりの推進を図る。民間の施設についても、市民、企業、関係機関との連携を図り、都市環境の整備にあわせた防災環境の整備促進を図る。

2 要配慮者に係る支援体制の整備

市及び府は、災害時における要配慮者に係る安全確保及び保健福祉サービスの提供が円滑に行われるよう、支援体制を整備する。

(1) 災害時避難行動要支援者名簿の整備

市は、要配慮者のうち、避難について特別な支援の必要がある者の把握に努め、避難の支援、安否の確認、生命又は身体を災害から保護するための基礎となる名簿を作成する。

① 名簿に掲載する者の範囲は次のとおりとする。

ア 亀岡市に居住（住民票の有無は問わない）する者のうち、災害が発生し、または発生するおそれがある場合に、自ら避難することが困難であり、避難所へ避難する場合、特に支援を要する者。

イ 生活の基盤が自宅にあり、以下の要件に該当する者のうち、単身または高齢者のみの世帯、もしくは障がい者のみの世帯にある者

（ア）要介護認定3～5を受けている者

（イ）身体障害者手帳所持者で、次のいずれかに該当する者

- ・ 視覚の障がい程度が1級または2級の者
- ・ 聴覚の障がい程度が2級の者
- ・ 下肢体幹の障がい程度が1級または2級の者
- ・ 内部（心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸、肝臓、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能）の障がい程度が1級の者

（ウ）療育手帳所持者で障がいの程度がAの者

（エ）精神障害者保健福祉手帳所持者で障がいの程度が1級または2級の者

（オ）難病患者のうち、自力避難が困難な者

(カ) 上記以外で、民生委員等が支援の必要を認めた者

② 避難支援等関係者となる者は次のとおりとする。

- ・ 警察
- ・ 消防
- ・ 自治会、自主防災会
- ・ 民生委員児童委員
- ・ 社会福祉協議会
- ・ その他市長が必要と認める者

③ 名簿には対象者の氏名、生年月日、性別、住所又は居所、電話番号その他の連絡先、避難支援等を必要とする事由、その他市長が必要と認める事項を記載する。

④ 名簿の作成に当たっては、関係部署で把握している要介護高齢者や障がい者等の情報、難病患者に係る情報等、関係部署や京都府等からの情報集約に努める。

⑤ 転入出や転居、死亡等により名簿の記載事項に変更等があった場合は、速やかに掲載又は修正もしくは削除し、常に最新の状態に保つよう努めるとともに、名簿情報を提供した関係機関に周知する。

(2) 個別避難計画の作成

市は、名簿情報に係る避難行動要支援者ごとに避難支援等を実施するための計画（以下「個別避難計画」という）を作成するように努める。

その際、災害時の迅速かつ適切な避難支援等のため、事前に避難支援等に携わる関係者へ個別避難計画情報を提供することについて本人及び避難支援等を実施する者に理解を求めるよう努める。また、個別避難計画については、防災担当部局や福祉担当部局など関係部局連携の下、福祉専門職、社会福祉協議会、民生委員児童委員、地域住民等の避難支援等に携わる関係者と連携して、名簿情報に係る避難行動要支援者ごとに、作成の同意を得て、個別避難計画を作成するよう努める。

また、個別避難計画については、避難行動要支援者の状況の変化、ハザードマップの見直しや更新、災害時の避難方法等の変更等を適切に反映したものとなるよう、必要に応じて更新するとともに、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても、計画の活用を支障が生じないよう、個別避難計画情報の適切な管理に努める。

個別避難計画が作成されている避難行動要支援者が居住する地区において、タイムライン（避難計画）又は地区防災計画等を定める場合は、地域全体での避難が円滑に行われるよう、個別避難計画で定められた内容を前提とした避難支援の役割分担及び支援内容を整理し、両計画の整合が図られるように努めるとともに、訓練等により、両計画の一体的な運用が図られるよう努める。

(3) 災害時避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の活用

① 災害の発生に備えて消防機関、都道府県警察、民生委員児童委員、社会福祉協議会、自治

会、自主防災会、その他市長が必要と認める者に対して名簿情報及び個別避難計画を提供する。ただし、条例に特別な定めがある場合を除き、名簿等の情報の提供について本人の同意が得られない場合は、この限りでない。

- ② 市は、名簿等の情報の漏えいを防止し、適正な情報管理を図るため必要な措置を講じるとともに、名簿等の情報を提供した関係機関等に対して必要な措置を講じるよう求める。
- ③ 名簿等の情報の提供を受けた者は、情報の漏えいを防止し、適正な情報管理を図るため、次の措置を講じる。
 - ・ 提供を受けた名簿等の情報は、施錠可能な場所に保管する。
 - ・ 提供を受けた名簿等の必要以上の複製は行わない。
 - ・ 名簿等の情報の提供を受けた各機関、団体においては、情報を取り扱う者を限定する。
 - ・ 適宜名簿等の情報の取扱状況を報告する。
- ④ 災害に関する予警報や避難情報を発令する場合には、要支援者の状態に応じた伝達手段を活用する等、要支援者が情報を取得できるよう配慮する。
- ⑤ 要支援者の支援を実施する場合、支援を実施する者、また、実施する機関、団体の長は、避難支援等関係者の生命及び身体の安全の確保に十分配慮する。

(4) 市における支援体制の整備

市は、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の活用を図るほか、災害時の職員体制や業務分担について定め、支援体制の整備を図る。

(5) 府における支援体制の整備

府は市との連携のもとに、広域的観点から災害時に必要な支援策を実施できるよう府保健所、府精神保健福祉総合センター、府児童相談所など関係機関による支援体制を整備するものとし、災害時の職員体制や業務分担について定める。

(6) 広域的支援体制の整備等

市及び府は、相互の協力、連携体制を整備するとともに、府は市町村相互間の協力連携体制や近隣の保健福祉サービス事業者等との協力連携体制の確立に関し必要な助言、指導を行う。

(7) 関係機関連携による支援体制の整備等

市及び府は、市内の社会福祉施設、民間福祉団体等と相互に連携し、要配慮者の安全確保を目的とした保健福祉支援サービスを提供する。

3 要配慮者の生活確保のために

- (1) 市及び府は、食料及び生活必需品の確保に当たっては、要配慮者のニーズに対応した物資の確保に努める。
- (2) 市及び府は、市内の社会福祉施設、民間福祉団体等と相互に連携し、要配慮者の福祉避難所への受入れや施設の緊急入所が円滑に実施できるよう、施設相互間の協力体制の確立に努める。

4 要配慮者利用施設等における対策

(1) 避難確保計画等の策定

- ① 市及び府は、浸水想定区域及び土砂災害警戒区域内にある要配慮者利用施設の管理者等が、洪水時等における円滑かつ迅速な避難の確保を図るため、水防法及び土砂災害防止法に定める「避難確保計画」を策定するよう促す。

ア 防災体制

イ 避難誘導

ウ 施設の整備

エ 防災教育及び訓練の実施

オ 自衛水防組織の業務（※水防法に基づき自衛水防組織を置く場合）

カ その他利用者の円滑かつ迅速な避難の確保図るために必要な措置

- ② 上記①以外の施設についても、災害時の職員の任務分担、動員体制等の防災組織の確立、保護者への緊急連絡、地域との連携等を網羅した綿密な防災マニュアルを施設ごとに策定するよう促す。

(2) 避難訓練等の実施

浸水想定区域及び土砂災害警戒区域内にある要配慮者利用施設の管理者等は、作成した「避難確保計画」に基づき「避難訓練」を実施する。

また、上記以外のその他施設についても、亀岡市地域防災計画が災害発生時に有効に機能し、円滑に消火や避難等が行えるように施設ごとに定期的に防災訓練を実施する。

(3) 施設等の安全対策

災害時に施設自体が倒壊したり、火災が発生したりすることのないよう、施設や付属する危険物を常時点検する。また、火気については、日頃より安全点検を行う。

(4) 地域社会との連携

社会福祉施設の入居者は、自力での避難が困難である者が多く、災害発生時の避難に当たっては、施設職員だけでは不十分である。よって、常に施設と地域社会との連携を密にし、災害時には地域住民の協力が得られる体制づくりを推進する。

(5) 緊急連絡先の整備

緊急時には保護者又は家族と確実に連絡がとれるよう、緊急連絡先の整備を行う。

(風水2-1-3-1(3)～(4))

5 在宅要配慮者対策

(1) 要配慮者の把握

要配慮者の把握に努めるため、避難行動要支援者名簿を整備する。ただし、この名簿は、個人情報保護の立場からその管理に十分注意する。

(2) 防災指導・啓発

広報等によって要配慮者をはじめとして、家族、地域住民に対する啓発を行う。

① 要配慮者及びその家族に対する指導

- ア 日常的に防災に対する理解を深め、日頃から対策を講じておく。
- イ 災害発生時には近隣の協力が得られるよう日常的に努力する。
- ウ 地域において防災訓練等が実施される場合は積極的に参加する。

② 地域住民に対する指導

- ア 自治会等において、要配慮者に対する支援体制を平素から整備する。
- イ 災害時には避難行動要支援者名簿を活用し、自主防災会や民生委員児童委員を中心に対象者の安全確保に協力する。
- ウ 地域防災訓練等に要配慮者及びその家族が参加するよう働きかける。

(3) 情報連絡手段の整備

情報入手が困難な聴覚障がい者等については、その状態に応じた情報伝達体制を確立するよう努めるとともに、日常生活用具の給付などを通じて情報伝達手段の整備を進める。また、災害時には、速やかに巡回等による警報等の周知を図ることとし、地域においても日常活動の中で要配慮者の把握に努め、これにより、近隣住民による災害情報の伝達体制の確立に努める。

(4) 安全機器の普及促進

災害時に、援護支援を必要とする対象者への防火指導とあわせて、簡易型の警報設備やスプリンクラー設備等安全機器の普及促進に努める。

(5) 避難所対策

- ① 避難所となる施設にスロープ、手摺り等の整備に努める。
- ② 避難所等へ手話通訳、要約筆記、援護のボランティア等の派遣ができるよう、平常時から亀岡市社会福祉協議会との連携に努める。
- ③ 各避難所における要配慮者用窓口の設置に努める。
- ④ 要配慮者のために区画された部屋（福祉避難室）の確保に努める。

6 外国人等への対策

前記以外の要配慮者として、言葉に不自由又は地理に不案内な、外国人、旅行者等が考えられる。これらの人々に対して、要配慮者として安心して行動できるような、環境づくりに努める。

(1) 防災情報の提供

外国人向けの防災リーフレット等の広報印刷物の配布など多言語による防災情報の提供に努める。

(2) 地域社会との連携

- ① 要配慮者支援プランの作成など、地域での支援体制づくりや救助体制づくりに努める。
- ② 市、府及び防災関係機関は、防災訓練への外国人住民の参加を促進する。
- ③ 外国人雇用者の多い企業・事業所等においては、これらの者に対する防災指導等を促進する。
- ④ 避難所等に通訳のボランティア等の派遣ができるよう、平常時から亀岡国際交流協会に登録している通訳ボランティアとの連携に努める。

第4節 ボランティア活動環境の整備

《基本方針》

府、日本赤十字社京都府支部、京都府社会福祉協議会、亀岡市社会福祉協議会、亀岡市災害ボランティアセンター、その他ボランティア活動推進機関と相互に連携して、災害時にボランティアが被災者のニーズに応じて円滑に活動できるよう、必要な環境整備を図る。

1 ボランティアの位置付け

災害時のボランティア活動については、必ずしも総合的な防災力の一員としての調整を十分には受けていないため、以下のようにボランティアを位置付け、その活動力が効果的に発揮されるよう計画する。

(1) 一般ボランティア

災害発生と同時に、被災地域外から自然発生的に申出のあるボランティアについては、組織化された集団ではない場合が多く、組織的な行動を行うことや個々の組織や個人をコーディネートすることが困難である。このため、ボランティアが被災地に直接入る前に派遣調整を行うことができるよう、亀岡市災害ボランティアセンターにおいてあらかじめ方法等を計画する。

なお、このような一般ボランティアの活動については下記のことが期待される。

- ① 炊き出し、物資の仕分け・配給への協力
- ② 避難所の運営・維持管理等に関する協力
- ③ 安否情報、生活情報の収集・伝達
- ④ 清掃等の衛生管理

(2) 専門ボランティア

専門ボランティアは、次のような公的資格や特殊技術を持つ者であり、災害支援、目的及び活動範囲が明確である。専門ボランティアの組織化を進めることにより、行政が十分には対応できない分野への協力者として、次のように期待される。なお、応急危険度判定士については、応急危険度判定協議会が中心となって応急危険度判定制度の整備が進んでおり、同制度による対応が可能である。

- ① 災害支援ボランティア講習修了者
- ② アマチュア無線技士
- ③ 医師、歯科医師、薬剤師、看護師、保健師、助産師等
- ④ 地震被災建築物応急危険度判定士、被災宅地危険度判定士、建築士
- ⑤ 航空機・特殊車両等の操縦、運転の資格者
- ⑥ 通訳（外国語、手話）

2 受入れ体制の整備

(1) 受入れ窓口の整備

災害時にボランティア活動を行おうとする者の受入れ・活動の調整を行うための窓口の運営について、亀岡市災害ボランティアセンターとの連絡調整に努めるとともに、亀岡市災害ボランティアセンターを通じて、府災害ボランティアセンター、府災害時等応援協定ネットワーク会議との連携を図る。

(2) 連携体制の整備

災害時に迅速にボランティアの受入れ、活動の調整が機能するよう、平常時から亀岡市災害ボランティアセンターと連携を図るとともに、市内のボランティア組織等への協力依頼に努める。

(3) 事前登録への協力

災害時にボランティアとの情報連絡が円滑に行えるよう、亀岡市災害ボランティアセンターが行う事前登録に関する協力を努める。

3 人材の育成

(1) 人材の育成

府、日本赤十字社京都府支部、京都府社会福祉協議会、亀岡市社会福祉協議会、亀岡市災害ボランティアセンター、その他ボランティア活動推進機関と相互に連携して、ボランティア活動のリーダーの養成、ボランティア活動の需要と供給の調整を行うボランティアコーディネーターの養成に努める。

(2) 意識の高揚

市として防災とボランティアの日（1月17日）及び防災とボランティア週間（1月15日～21日）の諸行事を通じ、ボランティアの意識の高揚等を図る。

4 活動支援体制の整備

災害時に迅速にボランティア活動が機能するよう、活動拠点、必要な資機材の提供など、ボランティアが活動しやすい環境づくり等の条件整備を検討する。